

津別町過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度～令和7年度

北海道網走郡津別町

目 次

| | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | 基本的事項 | 1 |
| | (1) 津別町の概況 | 1 |
| | (2) 人口及び産業の推移と動向 | 7 |
| | (3) 津別町行財政の状況 | 11 |
| | (4) 地域の持続的発展の基本方針 | 15 |
| | (5) 地域の持続的発展のための基本目標 | 18 |
| | (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 | 18 |
| | (7) 計画の期間 | 18 |
| | (8) 公共施設等総合管理計画との整合 | 19 |
| 2 | 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 20 |
| | (1) 現状と問題点 | 20 |
| | (2) 対 策 | 20 |
| | (3) 計 画 | 22 |
| | (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 22 |
| 3 | 産業の振興 | 23 |
| | (1) 現況と問題点 | 23 |
| | (2) 対 策 | 25 |
| | (3) 計 画 | 28 |
| | (4) 産業振興促進事項 | 29 |
| | (5) 公共施設等総合管理計画との整合 | 29 |
| 4 | 地域における情報化 | 30 |
| | (1) 現況と問題点 | 30 |
| | (2) 対 策 | 30 |
| | (3) 公共施設等総合管理計画との整合 | 30 |
| 5 | 交通施設の整備、交通手段の確保 | 31 |
| | (1) 現況と問題点 | 31 |
| | (2) 対 策 | 32 |
| | (3) 計 画 | 33 |
| | (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 34 |
| 6 | 生活環境の整備 | 35 |

| | |
|------------------------------------|----|
| (1) 現況と問題点..... | 35 |
| (2) 対 策 | 37 |
| (3) 計 画 | 41 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 42 |
| 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進..... | 43 |
| (1) 現況と問題点..... | 43 |
| (2) 対 策 | 44 |
| (3) 計 画 | 46 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 46 |
| 8 医療の確保 | 47 |
| (1) 現況と問題点..... | 47 |
| (2) 対 策 | 47 |
| (3) 計 画 | 47 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 48 |
| 9 教育の振興 | 49 |
| (1) 現況と問題点..... | 49 |
| (2) 対 策 | 49 |
| (3) 計 画 | 51 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 52 |
| 10 集落の整備 | 53 |
| (1) 現況と問題点..... | 53 |
| (2) 対 策 | 53 |
| (3) 公共施設等総合管理計画との整合 | 53 |
| 11 地域文化の振興等..... | 54 |
| (1) 現況と問題点..... | 54 |
| (2) 対 策 | 54 |
| (3) 計 画 | 55 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 55 |
| 12 再生可能エネルギーの利用の推進..... | 56 |
| (1) 現況と問題点..... | 56 |
| (2) 対 策 | 56 |
| (3) 計 画 | 57 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 57 |

| | | |
|-----|--------------------------------------|----|
| 1 3 | その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | 58 |
| | (1) 現況と問題点 | 58 |
| | (2) 対 策 | 58 |
| 1 4 | 事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分 | 59 |

1 基本的事項

(1) 津別町の概況

① 自然的条件

ア 位置

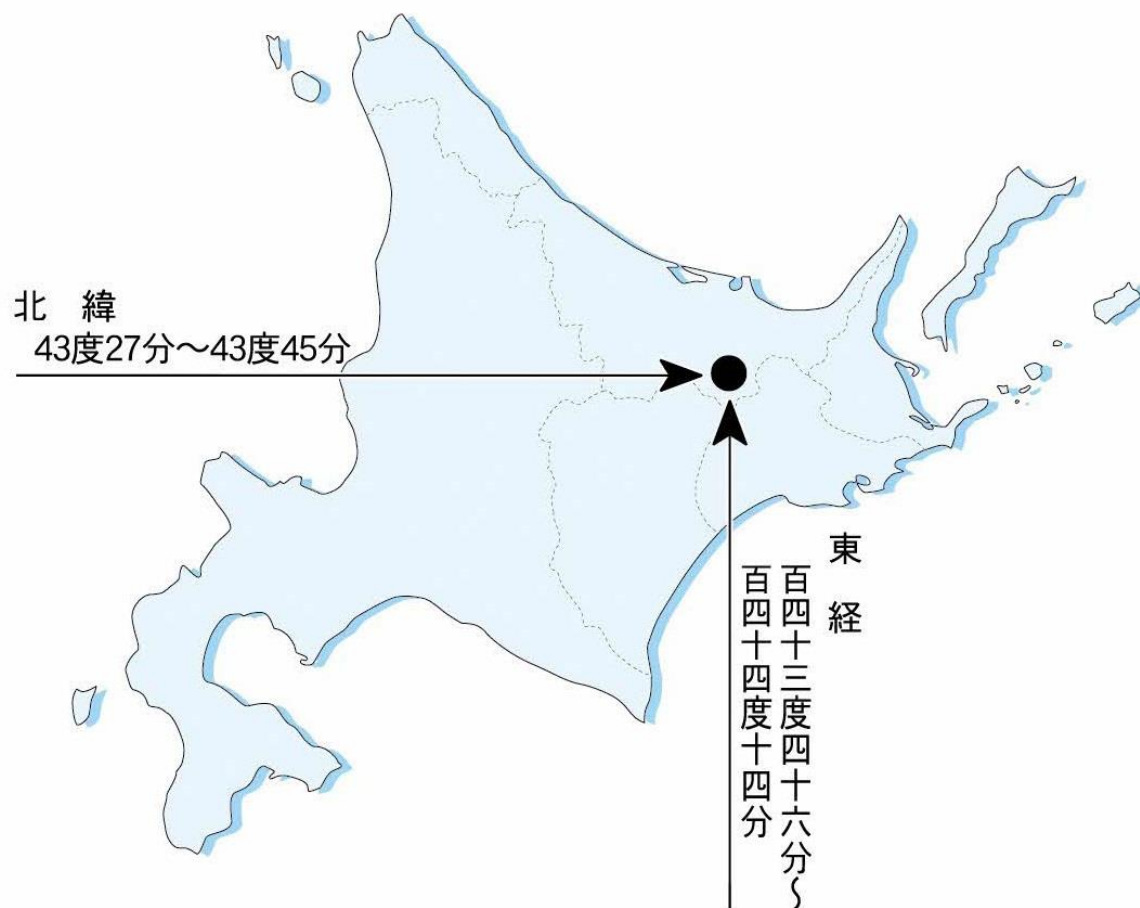
津別町は北海道の東部、オホーツク総合振興局管内の東南部に位置し、境界を釧路、十勝両総合振興局に接し、東西37.2km、南北34.1kmにわたり、総面積716.80km²の広汎な地域を占めています。

イ 地勢

地形は扇状に広がる河川と、これによって刻まれた山地の二つに特徴づけられます。

山地は東南部と東部の境界になっている阿寒・屈斜路両カルデラの外輪山地、南西部と西部の町界山地、これに取り囲まれた丘陵性山地からなっています。

平地は、網走川本流に沿った中央流域と各河川の流域に細長く展開し、そこに大小21の集落が散在しています。



ウ 気象

概して、北見内陸気候帯に属していますが、オホーツク海に比較的近いため、流氷の影響を受けることもあります。気温は7、8月に相当な高温を記録しますが、冬期間の寒さも厳しく、寒暖の差はかなり大きなものがあります。年平均気温は6.34度（平27～令元）と札幌近郊に比べ、かなり低くなっています。降水量は全国的に見ても少ない地域の一つで、年平均降水量は809.5mm（平27～令元）です。

② 歴史的条件

明治16年、アイヌ民族のための事務所（旧土人救済事務取扱所）が活波に開設されました。明治20年には美幌外5カ村戸長役場が設置、明治30年には植民区画法による貸付地、払下地の測量が行われ、開拓者の入植は明治35年頃から始まりました。大正時代に入ると、耕地の開発と併せ造材業等も盛んになり、経済基盤も整ってきました。

大正8年には、美幌村より分村、津別村となり、その後、大正14年に国鉄相生線が開通し、肥沃な農耕地と豊富な森林資源を背景とした農・林産物の生産地として、順調な発展を続けてきました。

昭和18年には1級町村制を、さらに昭和21年には町制を施行し、昭和59年に開基百年を迎え、網走管内屈指の農林業の町として現在まで1世紀にわたる歴史を刻んできました。

近年は、農林業などにおける産業の構造的要因による人口の流出など厳しい局面が続いています。しかし、こうした厳しい情勢のもと過疎からの脱却を図るため、本町が持つあらゆる可能性や能力を生かした活力あるまちづくりを進めているところです。

③ 社会的条件

ア 人口

本町の人口は、諸産業の発展や開拓者の入植などを背景に昭和36年には16,842人を数えるなど好調に増加を続けてきましたが、昭和40年代の経済の高度成長に伴う産業構造の変革や農業の集約化などにより離農が加速し、都市への人口の流出が始まりました。また、昭和50年代後半の林業における構造的不況と国鉄相生線の廃止や官公庁の相次ぐ合理化が過疎化を助長し今日に至っています。

現在の本町の総人口は5,008人（平27国調）であり、ピーク時（16,842人）に比べ70.26%、平成22年国勢調査（5,646人）に比べても11.30%の減となり、依然流出基調が続いています。

イ 土地利用

本町の土地利用の現況は山林が86.87%を占め、農用地は8.92%、宅地が0.40%（平成30年固定資産概要調書）となっています。

総面積の87%を占める山林は、その88%が公有林であり、特に国有林・道有林が多いことから全体として大きな動きはありません。しかし、森林は林産物の供給などの経済的機能ばかりでなく、諸機能を高次的に活用する必要性を社会的に要請されています。

農用地については、経済の構造的な変動による離農の進行などから一時減少傾向が見られ、その後、農業経営の大型化や積極的な土地基盤整備の促進により、林地開発や未利用地の活用などで拡大基調が続いていましたが、現在は落ち着きを見せるとともに、後継者のいない農家の離農により徐々に減少しています。

市街地区については依然外延的傾向にはありますが、市街地区中心部の整備等も進めることとしており、さらに高度利用を図る必要があります。

土地利用の現況

| 地 目 | 面 積 (h a) | 比 率 (%) |
|--------------|-----------|---------|
| 農用地 (田、畑、牧場) | 6,397 | 8.92 |
| 宅地 | 285 | 0.40 |
| 池沼 | 4 | 0.01 |
| 山林 | 62,266 | 86.87 |
| 原野 | 490 | 0.68 |
| 雑種地 | 201 | 0.28 |
| その他 | 2,037 | 2.84 |
| 合 計 | 71,680 | 100.00 |

(平成30年度固定資産概要調査に基づく)

④ 経済的構造

ア 産 業

本町の産業は、肥沃な農耕地と豊富な森林資源による農業と林業の第1次産業を基幹として、これら資源と結びついた農産加工、木材加工などの自然素材型産業を中心に展開してきました。しかし、世界的な経済情勢の変化及び輸入自由化に伴い、本町の産業にも大きな影響を及ぼしています。このため、情報や技術開発の研究を図るとともに産業構造の高度化及び集約化を進めることが必要となっています。

商業については、人口の流出とともに需要は減少し、マイカーの普及に伴い生活圏はますます広域化され状況は悪化しているといえます。

観光については、農山村の景観を生かした自然に調和したスポーツ・レクリエーション関連施設の整備が進みつつあり、交流人口の増加など地域経済への波及効果も大きく一層の振興を図る必要があります。

イ 経済圏域

本町は北網広域圏に属しています。北網広域圏は北見、網走の両市を核に構成されていますが、本町は地理的条件から、特に北見市・美幌町とは就業、生活物資の調達、医療、教育等の面で密接な関係にあります。

また、本町は道東の中心部に位置し、阿寒、オホーツク等の道東観光エリアの中心点にあることから、今後の観光の発展に大きな期待がかかっています。

一方、旭川市、釧路市、札幌市等とも林産業をはじめとする流通面での関わりも深い状況にあります。また、道外的には、企業誘致から始まり姉妹都市提携へ進展した山梨県南アルプス市、農村花嫁対策から青少年の交流へと発展し今日では友好都市となった千葉県船橋市などがあり、経済・文化・教育面での新たな展開が期待されています。

⑤ 過疎の実態

ア 過疎傾向とその原因

これまでの過疎化の最大要因とされていた農業就労者の減少傾向については、経営規模の拡大が過渡期を過ぎたとはいえ、後継者不足という問題は、少子化により深刻化しています。

また、林業関係については、国有林、道有林事業の合理化、規模縮小とともに、森林資源保護等による減伐傾向から就業人口にかなりの影響を与えています。

第2次産業については、主流である木材・木製品製造業が、昭和50年代からの需要の伸び悩み、

価格の低迷等から、事業の合理化・減量化が進められ、企業努力による常用労働力の削減や、景気の低迷の影響による労働力需給の低下で就業人口の減少が著しく、特に若年勤労者には厳しい状況にあります。

また、第3次産業においては、消費人口の減少、大型店舗の進出に伴う購買力の近隣市町への流出等、消費の選択化、流通機構の変貌の中にあつて、存立基盤はきわめて不安定であり、新規投資や企業立地の動きに乏しく就業者の減少を招いています。

こうしたことの要因としては、経営合理化による農林業就業者の減少とともに、新規学卒者を地元を引き止める受け皿となるべき雇用の場の確保に効果的な手立てが打てず、若年層の流出をもたらしているといえます。

さらに、とりわけ医療・福祉サービス等に対する不安、交通過疎による地域的不安、都市部からの労働力吸い上げなどが、社会的要因としてあげられます。

イ これまでの過疎対策とその評価

本町は、昭和46年に過疎地域の指定を受け、津別町過疎地域振興計画に引き続き昭和55年に新津別町過疎地域振興計画を策定して諸種の過疎対策を講じてきました。平成28年には津別町過疎地域自立促進計画（平28～令2）を策定し、豊かな自然と豊かな産業に包まれた「みどりと心の郷、生き生きつべつ」を創造するために過疎対策を講じてきましたが、その実施状況は下表のとおりです。

これまでの過疎対策実施状況

（単位：千円）

| 区 分 | 計 画 (A) | 実 績 (B) | B/A (%) |
|--------------------------------|------------|-----------|---------|
| 1. 産業の振興 | 789,853 | 213,611 | 27.04 |
| 2. 交通通信体系の整備、情報化 及び地域間交流の促進 | 662,501 | 485,922 | 73.35 |
| 3. 生活環境の整備 | 5,384,175 | 2,796,984 | 51.95 |
| 4. 高齢者等の保健及び福祉の向 上及び増進 | 863,000 | 514,357 | 59.60 |
| 5. 医療の確保 | 700,000 | 690,000 | 98.57 |
| 6. 教育の振興 | 2,198,273 | 156,037 | 7.10 |
| 7. 地域文化の振興 | 50,000 | 0 | 0 |
| 8. 集落の整備 | 0 | 0 | 0 |
| 9. その他地域の自立促進に関し 必要な事項 | 51,139 | 52,822 | 103.18 |
| 計 | 10,698,941 | 4,909,733 | 45.89 |

（津別町過疎地域自立促進計画（平28～令2）実績）

金額的には、生活環境の整備・高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進・医療の確保で全体の81%以上を占め、合わせると約40億円となり、全体の実施率は45.89%となっています。

区分毎にみると、産業の振興では、地域経済の活性化と雇用対策を柱として位置づけ、農林業や商業など地場産業の活力向上を目指しましたが、その大半は第1次産業の基盤整備事業に振り向けられました。

交通通信体系の整備は、市町村道、農道、林道などの基幹道路の整備は進みつつあります。しかし、補助事業の伸び悩みや単独事業における財政的配分の先送りにより実施状況は当初予定事業量を下回っており市町村道の整備はまだ十分とはいえ、高齢化社会に向けての道路の高規格・バリアフリー化が今後の課題となっています。

生活環境の整備は全般的に順調に進んでおり、公共下水道は概ね完了し、合併浄化槽の設置など快適な農村環境を目指し整備が行われています。町営住宅は木の町らしく木造で整備が行われており、町営住宅の供給を補完しつつ、地域の多様な賃貸住宅需要に対応した住宅を供給することで生活の向上に寄与することを目的に特定公共賃貸住宅を建設し、且つ、定住促進支援事業を行ってきました。今後も、住宅環境の整備については、定住促進という視点で、特に若者の定住には不可欠な施策であるので、安定した住宅の確保に向けた対応が必要です。

高齢者の福祉、その他の福祉の増進については、高齢化社会が進展するなか介護保険制度がスタートし、多様化する介護ニーズに対応すべく、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、ショートステイ施設の充実と、地域包括支援センターの機能強化を図る中で、安心して住み慣れた地域で生活ができるよう体制整備に努めてきました。今後は心の通い合う福祉社会づくりを目指して、地域福祉活動の推進、高齢者の安定した生活環境づくりや障がい者の自立と社会参加の促進が図れるような施策が必要です。

医療の確保は、地元病院の充実支援に力を注いでいますが、未だ住民の不安解消には至らず、町外の診療施設への流出が多い現状にあります。また、地域住民の健康づくりを推進するために温水プールを利用した高齢者スポーツ教室等スポーツを通じた健康づくり事業を積極的に実施しました。

教育文化の振興は、学校教育関連施設においては校舎やへき地教員住宅の整備など、学校教育環境の充実を図りました。将来の人材育成に向けて、船橋市・南アルプス市との青少年地域間交流事業を順調に行っています。

社会教育施設の整備については、利用者・関係団体の意見を取り入れ、計画的に改修等進め施設の適正な維持管理に努めます。

その他地域活性化に関し必要な事項は、温泉や豊かな森林空間等の地域資源を有効利用した滞在型拠点施設として宿泊保養施設、森林利活用環境施設を整備しました。Uターンを含め雇用の拡大にもつながるまちづくりの中心施策として、今後も継続して整備を行う必要があります。まちづくり人材育成事業も将来に向けて成果を上げました。

以上、先の計画の所期における目的の成果は見られており、生活や将来のまちづくりの基盤など確実に整備されてきていると評価できます。しかしながら、日常の地域住民生活に関わりの深い保健・医療問題について基本的な解決策を見出すに至らず、さらに経済状況及び社会状況の変化に伴う新たな問題や進行が続く高齢化社会に対する対処が早急に求められています。

このため、本計画においては津別町第6次総合計画との整合性を図り、引き続き生活環境施設等の総合的な整備を進めるとともに、本町に内在する構造的な諸問題を解決すべく、新たな展開を図ることが必要となっています。

ウ 今後の見通し

本町の人口流出傾向は、近年鈍化の傾向にあるもののその基調は変わらず、5千人を割るという状況となっています。

このような状況を踏まえて策定された津別町第6次総合計画では、最大の資源は、町民の「意思」と「行動力」であるとし、その実行には、町民の力、行政の力、地域の力の結集が必要としており、

これまでの行政依存のまちづくりから、町民主導の真の「自治の精神を確立した先駆的自治体づくり」を目指すとしています。

また、一自治の先駆的モデルへの挑戦一を掲げ、社会が大きな変化と不安にあるなかにあって、自治体として自立した地域政策をもち、問題解決や元気なまちづくりを進めるため、住民自らが主体的にまちづくりを進める住民自治に言及し、「町は舞台、町民が主役」による新たなまちづくりを基本的理念としています。

産業面では、優れた自然景観、一次産業を資源とした消費者重視の新しいビジネスを育てます。社会面では、病院や町内の福祉施設などと連携し、町民挙げての健康づくりや福祉のまちづくりに取り組むこととし、また、ICTを活用したあらゆる人材の活動舞台を創出するとともに、友好的な協力活動の活性化を図ることとしています。さらに、環境面では、恵まれた景観と自然資源を全て生かし、自然循環型のビジネス・モデルの開発と新たな景観再生と活用モデルを創造して行くこととしています。

具体的な展開の基本に、本町の地域資源、潜在能力といえる基幹産業、豊かな景観と自然資源、木・食などの固有の文化を育む土壌、チャレンジ精神が旺盛で、自主的な地域づくりの蓄積を掲げ、この4大要素を高め開花させることを通じて、自治の先駆的モデルとしての津別を実現することを目指し、これらを実現するために、「町並みの再生戦略」「個性ある産業活性化戦略」「まちづくりセンター構想の展開」の3つの戦略プロジェクトを設定するとともに、今後10年間に於いて、特に重点的に取り組むべき計画事業及びプロジェクトについてまとめ、本町の文化的遺産ともいえる自然との調和した生活環境づくりや地域経済活動を行い、過疎化に歯止めをかけようとしているものです。

平成26年度よりスタートした「まちなか再生事業」や地方創生の取り組みにより持続可能なまちづくりへの取り組みを進めます。

⑥ 社会経済的発展の方向の概要

本町は、オホーツク圏域に位置し、産業は畑作・酪農を中心とする農業と豊富な森林資源を擁する林業の第1次産業を基幹として、これら地場産業を利用した農産加工、製材、木材加工などの資源指向産業構造であり、国際・国内的な経済動向に大きく影響を受ける産業構造であります。しかも、農畜産物の自由化問題や市場経済への移行と木材需要の低迷などで取り巻く状況は依然厳しいものがあり、地域の活性化のために、積極的に既存企業の支援と拡充を推進し産業の高度化を目指して諸施策を展開する必要があります。現在の国内の経済情勢からみても、新規企業の誘致の実現性は低い状況であり、やはり、本町は歴史的にみても、経済的な特性からみても、農林業や地場産業やそれに関連する製造業の基盤整備を効率的に行い、生産性の高い農林業の確立や加工業の振興に一層取り組むことが、地域に活性化をもたらすこととなります。

また、本町は、オホーツク・阿寒などの道東観光の中心部に位置していることから、森林などの自然資源を活用した、グリーンツーリズムの取り組みなどを通じ地域の活性化を図るうえで、重要な要素となります。

北海道は、オホーツク圏域に対して「農業地域産業複合拠点」や「臨森林型産業都市の形成」などを積極的に展開し、産業の高度化、複合化を進めています。また、中核的施設を整備するなどの各種施策を通じ、生産性の高い農林業の育成、加工技術の新技術化及び高度化、企業の誘致や地場工業の振興を図り、産業の集積を高めてきています。

本町もオホーツク圏域の一員として、農林業や地場産業への諸施策や諸施設を積極的に活用するこ

とにより既存の木と食の産業の強化に努め、地域イメージを生かした関連企業の誘致を図ることにより経済的発展を促し、活力ある津別町を目指すものです。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移

国勢調査による人口の推移は表1-1(1)のとおりです。本町の人口は、戦後、各産業の発展や開拓者の入植などのため、順調に増加し、昭和35(1960)年には15,676人になりましたが、昭和40年代に入ると人口流出が始まり、昭和50(1975)年には10,890人、平成27(2015)年には5,008人と減少が続いています。年齢別人口構成比をみると、年少人口(0~14歳)の減少と老年人口(65歳以上)の増加が続いており、平成27年の人口は8.6%、生産年齢人口(15~64歳)49.6%、老年人口41.8%です。老年人口は、北海道の29.1%、全国の26.6%より高く、高齢化が進んでいます。

本町の人口は、若者の流出が多くてUターン者が少ない上に少子化、さらに、結婚して賃貸住宅に住む若年世帯や住宅取得層(30歳代後半など)、退職者や高齢者が都会の子どもの呼び寄せによって流出するという、3つの人口減少要因を抱えています。

若者・女性・高齢者の働く場づくりと、住宅・住宅地の整備、子どもや若者、高齢者の生活環境の整備を積極的に進め、人口の増加を図るための諸施策が急務となっています。

また、若い優れた労働力の流出は、労働力の中高齢化を招き、新たな企業の導入に対する労働力不足という障害とともに、現存産業の活力の低下を招く傾向となっています。

② 産業別人口の推移

過去においては、総就業人口の半数以上が第1次産業に従事していた時代がありました。表1-1(4)のとおり、現在では割合で第1次産業の比率が下がり、第3次産業が増加しています。また、実数において、第3次産業が増加傾向に推移しているものの、第1次産業が昭和40年代に、第2次産業が昭和40年代、50年代後半に大きな減少を見せています。昭和40年代は高度成長期における都市部への人口集中を示すものであり、昭和50年代後半は林産業の構造的な不況期及び合理化の期間を示すものです。近年は産業動向や経済・情報の一極集中化などが主要因と考えられます。

第1次産業は、昭和50年代に入ると人口減少はほぼ横ばいになってはいるものの、酪農業の新規就農がありました。就業者の高齢化や担い手の不足から、今後も減少傾向は続くと思われます。

第2次産業は、企業における合理化が一層進みつつあり、新しい技術革新の波が押し寄せ、今後就業人口が減少する可能性を含みつつ推移しています。また、従業員の町外からの通勤も盛んであり、住宅政策をはじめとした通勤者の町内への転入促進の施策も必要になっています。

第3次産業は、減少傾向にあるものの大きな変動はなく現在に至っています。特に商業は商業圏の広域化、消費者の多志向化に消費者の絶対数の減少と相まって、消費量の増加にも拘らず、総販売額の減少という危機的な状態にあり、その従業者の減少も考えられます。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

| 区 分 | 昭和35年 | | 昭和40年 | | 昭和45年 | | 昭和50年 | | 昭和55年 | |
|------------------------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|--|
| | 実数 (人) | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) | |
| 総 数 | 15,676 | 14,782 | △5.7 | 13,016 | △11.9 | 10,890 | △16.3 | 9,685 | △11.1 | |
| 0歳～14歳 | 5,944 | 4,785 | △19.5 | 3,565 | △25.5 | 2,729 | △23.5 | 2,044 | △25.1 | |
| 15歳～64歳 | 9,115 | 9,297 | 2.0 | 8,735 | △6.0 | 7,367 | △15.7 | 6,703 | △9.0 | |
| うち 15歳～ 29歳(a) | 4,006 | 3,625 | △9.5 | 3,129 | △13.7 | 2,248 | △28.2 | 1,776 | △21.0 | |
| 65歳以上 (b) | 617 | 700 | 13.5 | 716 | 2.3 | 794 | 10.9 | 938 | 18.1 | |
| (a)/総数 若年者比率 (%) | 25.6 | 24.5 | — | 24.0 | — | 20.6 | — | 18.3 | — | |
| (b)/総数 高齢者比率 (%) | 3.9 | 4.7 | — | 5.5 | — | 7.3 | — | 9.7 | — | |

| 区 分 | 昭和60年 | | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | |
|------------------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
| | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) |
| 総 数 | 8,972 | △7.4 | 8,061 | △10.2 | 7,380 | △8.4 | 6,789 | △8.0 | 6,222 | △8.4 |
| 0歳～14歳 | 1,691 | △17.3 | 1,350 | △20.2 | 1,083 | △19.8 | 901 | △16.8 | 713 | △20.9 |
| 15歳～64歳 | 6,121 | △8.7 | 5,315 | △13.2 | 4,608 | △16.4 | 3,987 | △13.5 | 3,418 | △14.3 |
| うち 15歳～ 29歳(a) | 1,435 | △19.2 | 1,149 | △19.9 | 957 | △16.7 | 827 | △13.6 | 613 | △25.9 |
| 65歳以上 (b) | 1,160 | 23.7 | 1,396 | 20.3 | 1,689 | 21.0 | 1,901 | 12.6 | 2,091 | 10.0 |
| (a)/総数 若年者比率 (%) | 16.0 | — | 14.3 | — | 13.0 | — | 12.2 | — | 9.9 | — |
| (b)/総数 高齢者比率 (%) | 12.9 | — | 17.3 | — | 22.9 | — | 28.0 | — | 33.6 | — |

| 区 分 | 平成22年 | | 平成 27 年 | |
|------------------------|-----------|------------|-----------|------------|
| | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) |
| 総 数 | 5,646 | △9.3 | 5,008 | △11.3 |
| 0歳～14歳 | 573 | △19.6 | 432 | △24.6 |
| 15歳～64歳 | 2,964 | △13.3 | 2,483 | △16.2 |
| うち 15歳～ 29歳(a) | 476 | △22.3 | 459 | △3.6 |
| 65歳以上 (b) | 2,109 | 0.9 | 2,093 | △0.8 |
| (a)/総数 若年者比率 (%) | 8.4 | — | 9.2 | — |
| (b)/総数 高齢者比率 (%) | 37.4 | — | 41.8 | — |

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

| 区 分 | 平成12年3月31日 | | 平成17年3月31日 | | | 平成22年3月31日 | | |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 実数 (人) | 構成比 (%) | 実数 (人) | 構成比 (%) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 構成比 (%) | 増減率 (%) |
| 総 数 | 7,071 | — | 6,506 | — | △8.0 | 5,785 | — | △11.1 |
| 男 | 3,410 | 48.2 | 3,129 | 48.1 | △8.2 | 2,776 | 48.0 | △11.3 |
| 女 | 3,661 | 51.8 | 3,377 | 51.9 | △7.8 | 3,009 | 52.0 | △10.9 |

| 区 分 | 平成27年3月31日 | | | 令和2年3月31日 | | | |
|------------------|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|------|
| | 実数 (人) | 構成比 (%) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 構成比 (%) | 増減率 (%) | |
| 総 数 (外国人住民除く) | 5,167 | — | △10.7 | 4,542 | — | △12.0 | |
| 男 (外国人住民除く) | 2,501 | 48.4 | △9.9 | 2,191 | 48.2 | △12.4 | |
| 女 (外国人住民除く) | 2,666 | 51.6 | △11.4 | 2,351 | 51.8 | △11.8 | |
| 参考 | 男(外国人住民) | 5 | 50.0 | — | 5 | 38.5 | 0 |
| | 女(外国人住民) | 5 | 50.0 | — | 8 | 61.5 | 60.0 |

表1-1(3) 人口の見通し

| 年 代 | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 | 2045年 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総人口(人) | 4,433 | 3,907 | 3,398 | 2,922 | 2,494 | 2,104 |
| 年少人口(人) | 381 | 328 | 255 | 205 | 162 | 127 |
| 生産年齢人口(人) | 2,003 | 1,741 | 1,488 | 1,262 | 1,044 | 857 |
| 老年人口(人) | 2,049 | 1,838 | 1,655 | 1,455 | 1,288 | 1,120 |

(「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所))

表1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

| 区 分 | 昭和35年 | 昭和40年 | | 昭和45年 | | 昭和50年 | | 昭和55年 | |
|------------------------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 (人) | 6,960 | 6,924 | △0.5 | 6,708 | △3.1% | 5,487 | △18.2 | 5,214 | △5.0 |
| 第一次産業 就業人口比率 (%) | 57.8 | 44.0 | — | 36.3 | — | 32.9 | — | 31.4 | — |
| 第二次産業 就業人口比率 (%) | 17.2 | 28.7 | — | 36.4 | — | 33.6 | — | 34.3 | — |
| 第三次産業 就業人口比率 (%) | 25.0 | 27.2 | — | 27.3 | — | 33.3 | — | 34.3 | — |

| 区 分 | 昭和60年 | | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | |
|------------------------|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 (人) | 4,907 | △5.9 | 4,266 | △13.1 | 3,846 | △9.9 | 3,325 | △13.5 | 2,908 | △12.5 |
| 第一次産業 就業人口比率 (%) | 32.7 | — | 29.9 | — | 25.8 | — | 24.0 | — | 23.5 | — |
| 第二次産業 就業人口比率 (%) | 32.2 | — | 32.0 | — | 31.0 | — | 30.3 | — | 24.5 | — |
| 第三次産業 就業人口比率 (%) | 35.1 | — | 38.1 | — | 43.1 | — | 45.7 | — | 52.0 | — |

| 区 分 | 平成22年 | | 平成27年 | |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 (人) | 2,571 | △11.6 | 2,325 | △9.57 |
| 第一次産業 就業人口比率 (%) | 25.1 | — | 25.6 | — |
| 第二次産業 就業人口比率 (%) | 22.7 | — | 22.5 | — |
| 第三次産業 就業人口比率 (%) | 52.2 | — | 51.7 | — |

(3) 津別町行財政の状況

① 行政の状況

津別町は大正8年に美幌村（現在の美幌町）より分村、昭和21年町制を施行、現在に至っており、昭和59年に開基百年を迎えました。

近年、ますます複雑化や多様化する社会機構の中で、行政の領域が次第に拡大し、より細かな行政サービスの提供が求められています。しかし、その反面では、簡素で効率的な行政運営が求められ、本町においても行財政改革が進められてきました。

一部事務組合の加入状況は、隣町である美幌町との連携体制により、美幌・津別衛生事務組合を設立し、昭和40年にし尿処理、昭和44年に火葬場、昭和46年にじん芥処理について、共同処理業務を行ってきました。さらに昭和46年には美幌・津別消防事務組合を設置し、広域防災体制の確立に努めてきましたが、時代の変化から、し尿処理及びじん芥処理については美幌町との共同処理方式について見直しを行い、現在独自の処理を行っています。また、平成3年4月から組織の集約化と機能の充実を図るため、美幌・津別広域事務組合を設立して連携を強めてきました。

広域行政の北網広域市町村協議会に昭和45年に加入し、また、昭和46年に加入した北網広域圏振興協議会が平成4年には北網広域圏組合として発展的に改組され、地域が連携した人材育成をはじめとした事業を行ってきましたが一定の役割を果たし、平成21年度末に解散し、観光振興を中心とした創造的事業の推進を図る目的で、北網地域活性化協議会が設立され、本町もその中で中核として一翼を担い、オホーツク圏の発展のために諸施策に参画しています。

なお、各種地域指定の状況は、別表のとおりです。

地域指定の状況

| 区 分 | 指定年月日 | 対象地域 | 摘 要 |
|--|-------------|------|-----------------------------------|
| 過疎地域 (過疎地域自立促進特別措置法) | 平12. 4. 1 | 全町 | |
| 振興山村 (山村振興法) | 昭43. 12. 28 | 〃 | 1期、2期実施済 |
| 辺地 (辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律) | 昭37. 4. 15 | 3地域 | 上里、相生、美都 |
| 農業振興地域 (農業振興地域の整備に関する法律) | 昭45. 10. 22 | 全町 | |
| 新農業構造改善事業指定地域 | 昭45. 10. 22 | 全町 | 第1地区 第2地区(昭55指定) 第3地区(平2指定) |
| 林業山村活性化林業構造改善事業 | 平 2. 8. 9 | 〃 | |
| 特別豪雪地帯 (豪雪地帯対策特別措置法) | 昭54. 4. 2 | 〃 | |

② 財政の状況

本町の財政状況は、平成12年より交付税総額の減少により、自主財源の比率は減傾向となっていますが、地方間格差是正、活力ある地方を創るための施策等により交付税措置がなされたことから、平成17年以降は微減となっています。今後、人口の減少に伴う税収の伸び悩み、国の財源不足に伴う交付税の減少、人件費をはじめとする経常経費率の増加傾向に加え、将来を見据えた少子高齢化対策、

地域活性化・住生活環境整備事業等の投資事業が控えており、財政状況がより厳しくなる状況の中、効率的・効果的な財政運営が課題となっています。

表1-2(1)により、平成12年度と平成17年度、平成22年度、平成27年度の一般会計の決算状況を比較すると、歳入においては地方交付税等の減により一般財源が16.6%の減(年度間では13.3%減、1.3%減、26.9%減)となっていますが、歳入全体に対する比率としては4.3%の増(同16.9%増、14.9%減、2.3%増)となっており、歳入全体の50%を超える地方交付税に依存した財政運営となっています。地方債については、一時期の大型事業等の完了により建設事業債の発行が大幅に減少しましたが、その後も(実質)公債費比率を考慮しつつ新規発行の抑制に努め58.3%の減(同70.1%減、64.4%増、15.2%減)となっています。

歳出においては、歳入同様の理由から投資的経費が大幅な減となっていますが、公債費や扶助費等の義務的経費が増となり財政運営に与える影響が大きく、また硬直化してきています。地方債の現在高については年々減少していく状況ですが、今後も経常経費の削減、交付税措置等のある有利な起債を充当すること等、実質公債費比率を見据えながら健全な財政運営が肝要となっています。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 平成12年度 | 平成17年度 | 平成22年度 | 平成27年度 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A | 7,286,569 | 5,024,430 | 6,055,894 | 5,694,804 |
| 一般財源 | 4,783,442 | 4,148,800 | 4,096,185 | 3,985,966 |
| 国庫支出金 | 133,634 | 122,446 | 910,852 | 395,330 |
| 都道府県支出金 | 330,945 | 191,588 | 284,004 | 343,707 |
| 地方債 | 1,061,900 | 317,400 | 521,870 | 442,237 |
| うち過疎対策事業債 | 389,800 | 53,700 | 128,000 | 192,700 |
| その他 | 976,648 | 244,196 | 242,983 | 527,564 |
| 歳出総額 B | 7,118,686 | 4,978,720 | 5,977,996 | 5,505,376 |
| 義務的経費 | 2,158,935 | 2,444,867 | 2,182,262 | 1,716,118 |
| 投資的経費 | 2,243,144 | 410,064 | 1,365,428 | 738,495 |
| うち普通建設事業 | 2,243,144 | 410,064 | 1,365,428 | 738,495 |
| その他 | 2,716,607 | 2,123,789 | 2,430,306 | 3,050,763 |
| 過疎対策事業費 | 416,667 | 55,272 | 335,032 | 85,470 |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 167,883 | 45,710 | 77,898 | 189,428 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 64,395 | 0 | 23,943 | 61,784 |
| 実質収支 C-D | 103,488 | 45,710 | 53,955 | 127,644 |
| 財政力指数 | 0.16 | 0.19 | 0.18 | 0.18 |
| 公債費負担比率 | 7.8 | 16.8 | 19.3 | 11.0 |
| 実質公債費比率 | - | 16.8 | 10.1 | 4.2 |
| 起債制限比率 | 5.5 | 11.9 | 8.9 | 1.4 |
| 経常収支比率 | 80.6 | 86.9 | 77.8 | 78.0 |
| 将来負担比率 | - | - | - | - |
| 地方債現在高 | 8,913,955 | 7,666,833 | 4,860,964 | 5,334,559 |

地方財政状況調(自治省財政局指導課)記載要領に基づく

③ 施設整備水準等の現況

ア 交通通信施設

本町の道路網は、縦貫する一般国道240号を骨格として、道道6路線と町道274路線により形成されています。平成30年度末の舗装率は、国道100%、道道6路線が80.87%であり、町道が49.47%となっており、道道の舗装は進んでいます。町道については整備が遅れている現状ですが、集落間の連

絡道路の整備については、舗装化が進んでいます。

市街地に人口や生活関連施設が集中しているものの、中心部から20km以上離れた中山間地域にも集落が形成されており、住民の移動手段は自家用車が中心となっています。

町内のバス路線は、現在、民間バスとしては北見市と津別町を結ぶ「開成津別線」と美幌町を経由して北見市へ至る「美幌津別線」が運行しています。市街地から中山間地域の各方面を結ぶ「上里線」、「恩根線」、「二又線」、「相生線」は一般町民も利用可能な混乗型スクールバスが運行され、限られた本数であるものの通学や通院、買い物の手段として町民の足を確保しています。

公共交通網は、混乗スクールバスにより効率的運営と住民の利便性を確保しつつ、地域公共交通計画に基づいた持続可能で町民にとって利便性の高い交通システムの構築が期待されます。

電話については携帯電話の普及が進みブロードバンド化も徐々に進んでいます。また緊急の災害に対しては防災伝達通信施設の整備を行いました。また、高度情報社会に向かい各種の情報媒体の導入活用について検討しなければならない時期となっています。

イ 教育文化施設

児童数の減少により統廃合が進み、町内学校数は小学校1校、中学校1校、道立高等学校1校となっています。小中学校の校舎整備については、津別小学校の旧校舎を、令和3年度から令和4年度の2ヵ年で改修していく予定です。

高等学校については、平成23年度より1学年1学級となっています。一番の課題は生徒の確保であり、町としても支援策を講じながら津別高校と共に生徒数確保の努力を重ねています。

その他、社会教育関係では、別表のとおり整備しており、住民の自主的参加による生涯教育、スポーツの活性化が進められていますが、住民の多様化する要望に応える施設整備も必要課題となっています。

ウ 生活環境施設

上水道については、計画区域内の整備は終わっています。相生水系についてもろ過施設が整備され、安全な水の供給体制が確保されました。今後は町内配水管の更新など安定給水のための施設管理と整備が求められています。

公共下水道事業は、平成元年10月1日供用開始となり、現在、区域内普及率99.9%、水洗化率95.2%、個別排水事業74.0%となっています。

ごみの処理については、平成元年より美幌町との共同処理から町内処理に移行していますが、ごみ処分量の増加に伴い処理場が満杯となる懸念から、平成4年度からごみ焼却施設を設置して焼却処理を行ってきましたが、法の規制により新しい処理場の建設を行い、平成12年度から多くのごみの埋め立てによる処理を行ってきたところです。平成17年には、ごみの減量化、ごみの発生抑制、再生利用、再利用を掲げた「津別町一般廃棄物処理計画」を策定し、資源循環型のまちづくりエコタウンつべつを目指し、住民の協力を得ながら分別処理が進められ、資源ごみの中間処理による再利用と生ごみの堆肥化により燃えるごみと埋めるごみの減量化が図られています。

平成22年度からは大空町へ燃えるごみを搬入し、大空町の生ごみを受け入れるなど広域的な処理によりコスト削減と効率性が図られています。当面の課題は、さらに分別処理の徹底と減量化の推進、平成4年度から使用してきた焼却施設を処分することです。なお、し尿処理は独自処理、火葬場、さらに消防・救急業務については、美幌町との広域処理により対応しています。

医療機関としては、企業経営による総合病院があり、今後とも連携を図り地域医療体制の充実を図っていかねばなりません。

社会教育・社会体育施設の現況（令和2年4月1日現在）

| 名 称 | 施 設 数 |
|-------------------|-------|
| 津別町中央公民館 | 1 |
| 津別町町民会館 | 1 |
| 津別町児童館 | 1 |
| 津別町農業者トレーニングセンター | 1 |
| 津別町修武館 | 1 |
| 津別町営野球場 | 2 |
| 津別町営テニスコート | 1 |
| 津別町民スキー場 | 1 |
| 津別町営キャンプ場 | 2 |
| 津別町営ゲートボール場(室内含む) | 2 |
| 津別町営パークゴルフ場 | 2 |
| 津別町営温水プール | 1 |
| 津別町営サッカー・ラグビー場 | 4 |

表1-2(2) 主要公共設備の整備状況

| 区 分 | 昭和45 年度末 | 昭和55 年度末 | 平成2 年度末 | 平成12 年度末 | 平成22 年度末 | 令和元 年度末 |
|---------------------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
| 市町村道 | | | | | | |
| 改良率 (%) | 32.2 | 21.4 | 40.6 | 52.9 | 59.9 | 61.1 |
| 舗装率 (%) | 0.3 | 4.8 | 21.2 | 36.9 | 48.2 | 49.6 |
| 農道 | | | | | | |
| 延長 (m) | | | | | 328 | 328 |
| 耕地 1ha当たりの農道延長 (m) | 0.4 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | — | — |
| 林道 | | | | | | |
| 延長 (m) | | | | | 67,390 | 63,890 |
| 林野 1ha当たりの林道延長 (m) | 0.3 | 0.7 | 8.4 | 8.8 | — | — |
| 水道普及率 (%) | 57.7 | 74.3 | 83.0 | 89.5 | 95.3 | 96.8 |
| 水洗化率 (%) | | | 37.4 | 69.0 | 74.1 | 95.2 |
| 人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床) | | | | | | |

公共施設状況調（自治省財政局指導課）の記載要領に基づく

(4) 地域の持続的発展の基本方針

山々に囲まれ無数の河川が野畑を流れるこの町の風景は、まさに心休まる故郷です。この故郷の自然資源や地場産業を生かしたコミュニティづくりを進めます。その取り組みとして、恵まれた地域の素材を加工し、工夫して、新たな価値をつくり出す緑の中の工房、すなわち「田園工房のまち・つべつ」を目指します。その取り組みは、どんなに小さなことでも創意工夫を凝らす人がいて、それを支える町があって、色とりどりの作業所や活動センターが次々と生まれ、そこから新しい製品や作品やサービス、そして新しいアイデアと文化が誕生する町をつくり出していくことです。これらの実現に向けて、次の取り組みを基本方針にしてまちづくりを進めます。

① 地域の持続的発展の方向

ア 新時代をひらく取り組み

地球環境時代の到来、急速な産業と経済の国際化、少子化・高齢化の進行、地方主権、低成長時代への移行など、現在、わが国は成長時代から成熟時代へあらゆる面で大きく転換しつつあります。

住民の豊かな生活や文化活動を通じ、新しい木と食をはじめとする産業を育て、活発な交流活動と創意工夫をこらした取り組みを通じ、新時代を切り開くまちづくりに挑戦します。

イ 全国・世界を視野に入れた取り組み

国際化時代、交流時代、情報時代にあつて、本町の発展は、全国・世界を視野に入れた取り組みにかかっています。個性的なまちづくりの取り組みにより、広く全国・世界に情報発信し、こだわりの農林産物や加工品を生産及び販売し、交流活動の促進と定住者の確保を図る取り組みを進めます。

ウ ソフト重視の取り組み

今後の公共投資は、成長時代のような新規投資中心から、次第に維持管理・更新投資の比重が高まり、量から質への充足の時代に入っています。成長時代の道路・箱物・産業基盤整備などのハード整備中心から発想を転換し、人を重視し、企画力を高め、すでにある地域資源を有効活用するソフト重視のまちづくりを進めます。

エ 町民主役の取り組み

まちづくり、新地域産業の育成、福祉ボランティア活動の推進、文化の創造など、ますます多様化し、高度化する住民のニーズに対し、これまでの住民と行政の役割分担は見直しが必要です。町民主体の取り組みを促進し、これを行政が支援するきめ細かなまちづくりを推進します。

オ 連携のとれた取り組み

量から質への時代、地方主権の時代を迎え、行政の縦割りの固定観念（弊害）をあらため、行政運営の効率化を図るためあらゆる情報を共有し、各部門が相互に柔軟な連携を強め、事業効果（ネットワーク効果、相乗効果）の高いまちづくりを進めます。

② 部門別基本方針

ア 産業

世界的な産業構造の再編により、農林業、商工業、観光など、国内産業の空洞化と低迷が心配されます。

成熟時代の多様で高度な消費者ニーズに応えられる新たな地域産業の育成を図るとともに、木材加工・建築から「森の文化」「木の文化」にまで広がりをもった林業の振興、「食の文化」にまで

広がる高付加価値型農業と加工業の促進、観光・商業の振興などにより、若者から高齢者まで、はつらつと働ける産業のまちづくりを進めます。

農業は、町の基幹産業として積極的な事業を展開し、農業後継者や新規就農者の育成・確保に努めるとともに、農畜産の産地維持とクリーン農業の促進、新作物の導入、農産物加工・販売体制の整備、消費者団体・グループ等と連携した販売体制の整備、農地の流動化や農業基盤整備、農作業の受・委託体制の整備、農業情報化の推進及び営農組織の法人化を促進し、農業の振興を図ります。

林業は、豊かな森林資源を背景に地域産業の一方の基幹として振興してきましたが、「愛林のまち」として、森林を育て林道等生産基盤の整備、森林組合の経営基盤強化の支援などを進めるとともに、森林の持つ水源かん養、自然環境保全機能、森林レクリエーション機能、教育・文化機能、二酸化炭素の固定化、木質バイオマスのエネルギー利用など多様な公益的機能の保全・整備を図ります。

工業は、農産物加工、木材加工の2大地域産業の振興を図るとともに、農林畜産物加工業などの育成と体験型・見学型工場づくり、若者・女性・高齢者やU・I・Jターン者などの起業化の促進、生産地立地の魅力を生かした企業誘致など地域の風土や素材を生かした工業の振興を図ります。

商業は、商業圏の拡がりや過疎化の影響をもろに受け、後継者不足、意欲の減退、店舗の老朽化など衰退傾向が強くなっています。商業は町の顔ともいえ、商工会の充実を図り地域住民に密着した店づくり、広域から集客する個性的な店づくり、空店舗対策を促進するとともに、観光客の足をとめる商業拠点の整備やイベントの実施などにより商業の活性化を図ります。

津別町は、これまで開発が行われなかったことにより、自然がそのまま残り隠れた名所が数多くあります。観光資源は、津別21世紀の森やチミケップ湖、津別峠など、豊かな森林とともに多数存在し、滞在型観光に資源は事欠かない環境にあります。また広域的にも網走オホーツクラインや阿寒・釧路との中間にあり、地理的優位性も高いところです。こうした背景にあつて、自然を残し、人間がその中に融和する環境保全型産業都市として、チミケップ湖、木材工芸館、森の健康館、津別峠展望施設、町民の森自然公園ネイチャーセンターなどの整備・充実と、特産品・地産地消など食の魅力づくり、グリーンツーリズムや森林セラピーの展開、スポーツ合宿受入れの充実などにより「体験・滞在・反復」型の観光の充実を図ります。

イ 起業化の促進

本町の基幹産業である林業、農業を中心に本町は発展してきましたが、農業就業者の減少や高齢化、国際的な競争などが起きています。

農業や工業、商業、さらには福祉など、視点を変えた地域密着型の起業化を促進し、若者、女性や高齢者、U・I・Jターン者などの就業層の拡大と地域資源を生かした津別ならではの産業の振興が求められます。

ウ 環境の整備

津別町は、市街地と大きな集落として3箇所が分散し、そこから伸びる沢地帯の集落により形成されています。過去にはこの集落を結ぶ道路の建設が道路環境の重大な施策となっていました。現在はその道路の改良・舗装が概ね整備されつつあります。また、点在する集落と市街地との生活環境の均質化や全体水準の底上げはまだまだ必要であり、都市部との格差の減少を目指します。

道路は、生活や産業基盤の骨格ともいえ、特に冬期間に対処する道路の整備と改良・舗装率の向上が求められています。

交通の面では、唯一の公共交通手段といえるバス運行が経営的に厳しい状態にあり、維持のうえ

で大きな課題となっています。通勤・通学・通院・買物、高齢者や子どもなどの町民の足として、地域公共交通計画に基づき民間バスとまちバス（混乗スクールバス）をはじめとする公共交通網の維持に努めます。

通信情報の整備は、住民が確かな選択ができる情報づくりや、高度な情報化社会に対応できる体制の確立が求められており、効率的な行政運営と町民参画の促進、地域産業の発展に向けて、行政情報化を進めるとともに、防災情報体制の整備、産業・文化・保健・医療・福祉などさまざまな情報の有効活用と活発な情報発信・情報交流ができるよう地域情報網の整備・充実と人材育成に努めます。

住宅については、平成20年度に策定した津別町住生活基本計画に基づき、子どもから高齢者、障がい者まですべての人が安心して暮らせる住環境づくりや公的借家等による良質な住宅ストックの形成、コンパクトで利便性の高い住宅市街地づくり、環境に調和し環境負荷を低減することを目標に、住宅政策を進めます。

土地利用に関しては、総合的な見地に立ち、長期的な土地利用計画を作成し、生活基盤の総合的振興を図ります。

廃棄物処理については焼却、埋立ての方法により行っていますが、再利用、再生利用などリサイクルによるごみの減量化、生ごみの堆肥化、分別収集の徹底、不法投棄の防止、産業廃棄物や容器包装廃棄物のリサイクルの促進、観光客のごみ持ちかえり、ポイ捨て防止を促進します。

し尿処理は、下水道への計画的な転換を図るとともに、収集・運搬体制の強化、し尿浄化槽の適正な維持管理の徹底などを図ります。

上水道は、豊富な湧水に恵まれています。給水人口の減少、節水意識の向上から料金収入給水量が伸び悩み、厳しい経営状況にあります。今後は、経営の効率化と老朽化した施設の更新などを進めます。

下水道は、平成元年に供用開始となり、全体計画は順調に推移しています。今後は施設の適切な維持管理や水洗化率の向上のほか、老朽化した施設の更新などを行いながら経営の安定化に努めます。また、下水道区域外の合併処理浄化槽についても計画的整備を進めることで普及率向上を目指し、快適な生活環境づくりと網走川など河川・湖の汚濁防止に努めます。

緊急の災害に備え、地域防災計画に基づき、町民の防災意識の高揚、地区ごとの自主防災組織の育成・強化、防災施設の整備、治山・治水事業の推進、職員の連絡・動員体制の強化、周辺市町村・関係機関などとの連携体制の強化などを図り、町民の生命・財産の安全確保に努めます。

エ 福祉・医療

今後も少子高齢化がますます進展し、人口減少も進むものと考えられます。子育て支援体制や保健、医療、福祉の充実により、支え合い、安心して住み続けられる地域づくりに努め、誰もが、いつまでも、いきいきと、安心して住み続けられるまちを目指します。

子育てしやすく子どもがすくすく育つ、子育て世代に選ばれるまちづくりを進め、安心した生活を支える地域医療の充実と健康で暮らせる環境づくりに努め、つながり、共に支え合い、誰もが生きがいを持って暮らせる地域共生社会のまちづくりに努めます。

オ 教育文化

少子化の進むなか、幼児の持つ無限の可能性を引き出すために、町の自然環境や文化を生かした幼児教育の推進、家庭や地域の教育力の強化、家庭と学校との連携の推進など地域に根ざした取り組みを進めます。

また、学校の教育活動を進めるにあたっては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、生涯にわたって能動的に学び続ける力を育てていくと共に、情報・国際・地域理解、人権教育、環境・福祉などの体験学習等も強化し、地域・郷土への誇りと人を思いやるやさしさを持ち、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲をもった子どもの育成を目指していきます。

生涯学習センターとして中央公民館の機能を高めるとともに、そのほかの社会教育施設の整備・充実、学校施設の活用などにより、学習内容の充実と場の提供に努め、歴史的文化遺産の保存、伝承、活用を促進するとともに、これまでの生活史・産業史の発掘・継承に取り組みます。また、日本フィルと子どもたちとの交流など、さまざまな芸術文化にふれる機会づくりに取り組む津別町民芸術劇場や独自の創作活動団体への支援など、個性的な地域文化の創造に努めます。

人々の健康・自然・交流志向に対応し、子どもから高齢者まで多様なスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、農業者トレーニングセンター、温水プール、多目的運動公園など社会体育施設の充実、学校体育施設の整備と活用を図るとともに、指導者や団体の育成、体育協会活動の強化を通じた多様な取り組みを進めます。

町外との交流は、あらゆる面で津別町自体の再確認と、新しい発展性の方向を探ることができる絶好の機会であり、産業における流通の確保やマーケティングリサーチの面でも有益なことが多いといえます。

これらの見地に立ち、町民の海外派遣や在日外国人との交流活動など、国際交流活動を進め、広い視野を持つ人材の育成と世界に開かれたまちづくりを進めます。また、船橋市や南アルプス市との青少年交流事業、海外との交流などを通じ、次代を担う人たちの人材の育成を図ります。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

第2期津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略において人口に関する目標を定めており、当該期間における人口全体の目標としては計画策定時の町独自推計で令和7年時点4,009人としております。また、人口の社会増減については令和2年から令和7年の5年間で-83人、合計特殊出生率については1.90を目標と掲げています。また、隔年で実施している住民満足度調査および地方創生に係る各種アンケート等を通じて定住に向けた住民意識の変化や、分野別の施策について住民の満足度を随時確認していきます。

| 第2期津別町独自推計 | 令和2年(2020年) | 令和7年(2025年) |
|------------------|-------------|-------------|
| 総人口 | 4,433 | 4,009 |
| 合計特殊出生率 | 1.71 | 1.90 |
| 人口の社会増減※5年前からの増減 | -224 | -83 |

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、第2期津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた事業のKPI等について、産官学金労言士をはじめとした委員による会議を開催し効果検証を実施しています。検証結果については議会へ報告し、町のHPにも掲載するなど広く公表しています。

(7) 計画の期間

この計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

① 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

「津別町公共施設等総合管理計画」では、町の保有する公共施設について、その配置や利用状況、老朽化の状態などの現状及び課題を整理し、適正な施設配置や長寿命化を含めた維持管理など、将来を見据えた公共施設の在り方について検討し、計画的なまちづくりを目的として策定しています。

公共施設（建物）については、老朽化の状況や利用実態及び今後の需要見通しを踏まえ、今後とも保持していかなければならない施設については、計画的な修繕・改善による品質の保持に努め、施設の有効活用を図ります。また、情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、効率的な管理・運営を図ります。

インフラについては、維持管理費の節減を図るため、施設の長寿命化を図ります。インフラの健全度の把握については、定期的な点検の実施による予防的かつ計画的な対応を行うこととします。点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取り組みを通じて得られた施設の状況や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用します。

② 本計画との整合性について

津別町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設（建物）及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

① 移住・定住

広報をはじめとする紙媒体やSNS、タウンニュースつべつによる映像での情報発信など行政情報や津別町情報の内部・外部発信がされており、新規起業による関係人口創出事業を通じたシティプロモーションもなされています。一方で、単身世帯向けや子育て世帯の家族構成・ライフスタイルにマッチした住宅が少なく、町外から新たに転入・移住しようとする人々に対する住宅供給が不足していたり、生活利便性における買い物環境へのニーズが大きく、買い物需要が町外に大きく流出していることから中心市街地の商業施設の低下・空洞化が進み、空き家・空き店舗の増加に伴って賑わいの低下や景観環境の悪化が問題となっています。

② 地域間交流

南アルプス市、船橋市、二水郷（台湾彰化県）など姉妹都市等との地域間交流を行われていたり、北海道大学の学生団体HALCCや筑波大学による津別町をテーマにしたまちづくり研究・提案事業や津別高校との高大連携事業の実施などの交流事業が進んでいます。また、2019年10月に北見市と津別町・美幌町・訓子府町・置戸町との1市4町による北見地域定住自立圏形成協定を締結したところです。ただ、一方で周辺自治体との地域間連携はなかなか進んでいない現状があります。

③ 人材育成

アソビバつべつの取組、農協青年部活動、異業種交流会などの実施や、まちづくりセンター運営協議会活動、津別町まちづくり株式会社の始動、道東テレビを中心とする町のPR活動等の推進がされています。これら個々の活動は活発化してきていますが、20～40代の現役世代と世代を超えた他世代との交流が不足している現状があります。また、各活動に対する応援、協力、連携が不足しており、活動人口の増加が求められています。さらに、次世代のまちづくり活動家の育成に欠かせない核となる「熱い大人」が不足しています。津別の良さ、誇れる津別、まちづくりの熱意を正のエネルギーとして子どもに伝えきれていない現状があります。

(2) 対 策

① 移住・定住

ICTを活用したコミュニケーションネットワーク整備により非常時においても素早い情報発信や情報収集・伝達が可能となり、平常時にはコミュニティ放送ツールとして利用できるなど次世代のネットワークシステムの構築を検討します。また、プロモーション媒体のイノベーションとしてホームページや広報誌などプロモーション媒体の刷新や、広報人材としてコミュニケーションネットワーク整備に向けての人材育成をしていきます。

買い物環境についても町民ニーズ及び地域特性に応じた買い物環境の充実への取組として、空き家や空き店舗等を活用した多様な業種の新規創業・新規出店を支援し、町内消費の促進に繋げるだけでなく、町民にとって豊かで快適な商業環境の形成を図ります。

② 地域間交流

山梨県南アルプス市、千葉県船橋市をはじめ、関係市町とネットワークをつくり、歴史、文化、産業、観光、スポーツなど様々な分野で交流を深めることで、それぞれの取組の充実を図るとともに、まちの賑わいを創出します。二水郷（台湾彰化県）との海外都市交流や国際文化交流活動を進めるとともに、新たな交流都市についても検討し、多様な異文化交流を図れるよう町民レベルでの交流機会を設けます。

2019年10月に「北見地域定住自立圏形成協定」を締結した1市4町において、圏域の市長が連携協力して、互いに役割分担しながら生活機能の確保や地域住民の利便性向上など、圏域全体の活性化と魅力あふれる地域づくりを進めます。実現に向けては、将来像や具体的取組を盛り込んだ「定住自立圏形成ビジョン」に基づき、医療や福祉、教育などの「生活機能の強化に係る政策分野」、人材育成や圏域内の職員交流などの「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」について、それぞれ連携して取り組むことで、安全で安心して暮らし続けられる津別町を目指していきます。

ア 地域間交流の促進

- 積極的に町の情報発信を行い、地域間の交流活動を促進します。
- 姉妹都市山梨県南アルプス市、友好都市千葉県船橋市との交流の充実を図ります。
- 新しく移り住んだ人（移住者）との交流を促進します。
- 体験型修学旅行やスポーツ合宿の受入れ、日本フィルとの交流など、多様な地域間交流の促進を図ります。
- 「東京つべつ会」（首都圏に在住する津別町出身者の会）など本町の出身者と連携し、情報発信やU・I・Jターン者や企業の誘致、アンテナショップづくりなどを促進します。
- 地震災害などに備えて、同じ被害圏に属さない市町村との相互協力を検討します。

イ 国際交流の促進

- 青少年海外研修、成人の海外研修の充実を図ります。
- 観光関係団体などの協力を得て、外国人にも分かりやすい案内看板や標識の設置、パンフレットの作成、ボランティア通訳の確保などに努めます。
- 木などを通じた、同じまちづくりのテーマに基づく国際交流を促進するとともに、環境問題などの国際貢献活動を促進します。
- 台湾二水郷との中学生交流事業により地域間交流の促進及び充実と人材育成を図ります。

③ 人材育成

町民あいさつ運動として「いいね」「笑顔」を心がけ、応援し合うプロジェクトを推進し、あかるいまちづくりを行っていきます。まちづくり、地域づくりの積極的な活動を認め合い、応援し合い、協力し合う環境づくりをはじめとして、小さな活動を大きく育てていく風土を醸成し活動人口の増加に努めます。また、世代間ギャップの解消やまちづくり活動の横断的連携を強めるため、多世代が参画できる交流の「場づくり」の支援や異業種間交流の促進支援、積極的な交流・関係とタウンニュースつべつやコワーキングスペースJIMBAを通じた情報発信活動の推進、交流活動の推進により、まちづくり・地域づくりに参画する人材を育成（活動人口の増加）していきます。

さらに、「津別町まちおこし大学ver.2.0」の実施を通じて、まちづくりを担う人材を育成し、多世代がまちおこしに参画できる場をつくります。大人の修学旅行の実施、体験・研修実績の積極的共有・共財化を行い、人材育成を行っていきます。

④ 重点事業の概要

- 事業名 移住・定住
事業内容 まちなか再生コミュニティゾーン施設整備事業事業
(複合商業施設、交通拠点等整備分)
- 事業名 地域間交流
事業内容 船橋市・南アルプス市青少年交流事業
台湾二水郷中学生交流事業
- 事業名 過疎地域持続的発展特別事業
事業内容 青少年海外研修派遣事業

(3) 計 画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-------------------------------|-------------------------------|--|-------------------|----|
| 1 移住・定住・地 域間交流の促進、 人材育成 | (1) 移住・定住 | まちなか再生コミュニティゾーン施設整備事業事業 (複合商業施設、交通拠点等整備分) | 町 | |
| | (2) 地域間交流 | 船橋市・南アルプス市青少年交流事業 台湾二水郷中学生交流事業 | 町 町・協 会 | |
| | (4) 過疎地域持続的発展 特別事業 人材育成 | 青少年海外研修派遣事業 | 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

津別町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設（建物）及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本町では、小麦・てんさい・ばれいしょ・たまねぎ、肉用牛・乳用牛などを中心に、5,387haの農地で69.0億円の生産を行っていますが、円高と輸入自由化に伴う農産物価格の低迷など厳しい農業情勢のもとで農家数の減少は著しく、平成20年で184戸だった農家戸数が、平成30年では154戸（16.3%減）と減少しています。

ほ場・農道整備、集落環境の整備を図るとともに、集落協定や法人化、集団化、農地保有合理化法人などにより、遊休地対策や担い手の確保・育成を図り、農業の振興を図ることが求められています。

また、有害鳥獣の被害も年々深刻な状況にあります。

農業の状況

| 項 目 | 実 数 | | 水 準 (全道比) % | |
|-----------------|-----|-----------|-------------------|--------|
| | 単 位 | 全道 | | 津別町 |
| 農業経営体数 | 戸 | 40,714 | 168 | 0.41 |
| 耕地面積 | h a | 1,050,451 | 5,387 | 0.51 |
| 田 | h a | 209,722 | 76 | 0.04 |
| 畑 | h a | 838,160 | 5,311 | 0.63 |
| 1経営体当たり 耕地面積 | h a | 25.80 | 32.07 | 124.30 |
| 乳用牛 | 頭 | 796,524 | 1,920 | 0.24 |
| 肉用牛 | 頭 | 491,134 | 8,889 | 1.81 |

(2015年農林業センサス)

② 林業

本町の林業は、エゾマツ・トドマツ・カラマツを中心に、シナ・セン・タモなど最高級の材を生産しており、平成30年度工業統計調査時の木材木製品出荷額は186億円です。昭和57年に「愛林のまち」宣言を行うとともに、ものを作る楽しさを通して木や森への愛着を深める場として、「木工体験工房」をつべつ木材工芸館に隣接して整備し、木工教室や「津別ウッドクラフト展」の開催などに取り組んできました。

木材価格の低迷、労働コストの増大、林業従事者の高齢化が進む一方、森林の国土保全・水源かん養・二酸化炭素の固定化などの環境機能や、景観機能、保健・レクリエーション・観光・文化・教育機能、木質バイオマスのエネルギー利用についての国民の関心は高まっており、森林の保全・整備を図る必要があります。

また、森林資源を有効に利用し、森林と融和した林業施策を展開し、しっかりとした愛林のまちづくりが必要となっています。

③ 工業

本町の製造業は、14工場、従業者数724人、工業製品出荷額等は238億円で、豊かな森林を背景とした木材・木製品が186億円で出荷額等の約78%を占めています。国際貿易摩擦や昭和60年のプラザ合意以降の円高により、わが国の工業は先進国やアジアなどへの工場移転が続いており、不況の影響も重

なって、地方圏での工場誘致は困難な状況にあります。

カラマツ・エゾマツ・トドマツの活用、木工クラフトの新製品の開発と販路の拡大など、既存企業の経営基盤の強化を図るとともに、農産物を活用した加工業の振興、豊かな森からわき出る1万トン／日の湧水の活用など、本町のイメージや地域資源などを活かした新地域産業づくりと企業誘致が求められます。

工業の状況

| 項 目 | 実 数 | | 水 準 (全道比) % |
|------------|-----------|-----------|-------------------|
| | 全道 (百万円) | 津別町 (万円) | |
| 製造品出荷額 | 6,130,693 | 2,387,731 | 0.39 |
| 食料品製造業 | 2,175,231 | 秘匿対象 | — |
| 木材・木製品製造業 | 166,286 | 1,860,674 | 11.19 |
| 家具・装備品製造業 | 41,426 | 秘匿対象 | — |
| はん用機械器具製造業 | 45,346 | 秘匿対象 | — |

(平成30年工業統計調査)

④ 商 業

本町には、昭和30年代の人口増加に伴い、商店街が五差路を軸として放射状に形成されていますが、近隣市町への大型店の進出や後継者不足などにより、廃業や転業が相次ぎ、空洞化が進んできています。このような中で、商店街の活性化を目指し、平成10年度から国道240号沿いの商店街の整備に着手し、カラー電柱、デザイン街路灯、歩道のカラー化、デザイン消火栓の設置や、木製看板の取り組みなどを進めました。

魅力のある街並整備に向けて、核となる拠点施設の整備や魅力的な商店の育成、小公園・憩いの広場などの整備、イベントの開催など、憩いと楽しさのある商店街の振興を図るとともに、住民に密着した商業の振興が求められます。

商業の状況

| 区 分 | 実数 |
|----------|-----|
| 事業者数 (件) | 53 |
| 従業者数 (人) | 284 |

(平成28年経済センサス)

⑤ 観光・レクリエーション

本町の観光資源としては、原生林に囲まれヒメマスの原産湖のチミケップ湖と、温泉施設「森の健康館(ランプの宿 森つべつ)」、町民の森自然公園ネイチャーセンター、昭和57年から整備された津別21世紀の森とグレステンスキー場、つべつ木材工芸館・木工体験工房などがあります。また、平成10年6月には道道屈斜路津別線の整備開通に伴い津別峠展望施設が整備され、そこから見る雲海は本町の観光スポットとなっています。

自由時間の増加や中高年のゆとりの増加により、宿泊観光旅行や体験型観光への根強いニーズがある一方で、子どもや若者の減少、海外観光の増加、長引く不況による安近短傾向と安遠長傾向、各地の温泉施設との競合、高速交通網の整備による広域的な競争の激化など、不利な材料も多くあり、時代にあわせた広域的な取り組みが求められます。

観光客数の推移

| 区 分 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 観光入込客数 (人) | 123,400 | 104,000 | 103,300 | 101,700 | 114,500 | 225,000 | 258,300 |
| 宿泊客延数 (人泊) | 11,300 | 7,400 | 9,900 | 8,900 | 10,000 | 9,300 | 10,100 |
| 区 分 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | | |
| 観光入込客数 (人) | 278,100 | 244,600 | 257,600 | 295,700 | 331,900 | | |
| 宿泊客延数 (人泊) | 15,000 | 13,900 | 12,700 | 12,300 | 11,800 | | |

(北海道観光入込数調査報告書)

(2) 対 策

後述の通り各分野にて対策を行います。また近隣市町村との連携を図り、地域のPRや各種課題の解決に向けた施策を推進していきます。

① 農 業

ア 農業生産等の振興

○ 農業生産体制の整備

農業後継者・新規就農者の確保、結婚対策の推進、認定農業者・農業生産法人の育成、農地保有合理化法人の設立などを図り、農作業の受・委託体制の確立を含めた農業生産体制の整備を促進します。

○ 環境にやさしい農業の推進

有機・低農薬作物の生産に向け、堆肥センターを拠点とした畜産糞尿対策と土づくりの促進、廃プラ処理体制の確立など安全な食の生産と網走川上流の町という立場からも持続可能な環境保全型農業の推進を図ります。

○ 都市交流型農業の振興

農産物のブランド化、特産加工品の開発、販売拠点の整備・充実、農業体験旅行の受入れ（グリーンツーリズム）など、消費者と提携した農業の推進を図ります。

○ 高齢者・女性農業の支援

高齢者や定年退職者、女性などが農畜産物の生産や加工・販売に従事できるよう、直売所の充実、観光・体験農業の推進、加工・販売工房の整備、集落協定の推進、コントラクター組織の整備、農地保有合理化法人の整備など農作業の受託体制の整備、技術開発・指導などの条件整備を進めます。

○ 通年就業体制の整備

農産物加工の振興など、年間を通して働ける体制づくりを促進します。

イ 農業基盤の整備

○ 優良農用地の保全と基盤整備を促進します。

○ 農用地の利用状況の把握に努め、認定農業者等への農地利用の集積、遊休農地の有効活用などを促進します。

- 有害鳥獣対策に向けた各種対応と焼却施設の整備を行います。

ウ 農村環境の整備

- 集落周辺の自然環境の保全と花いっぱい運動、景観作物（緑肥）など集落景観の整備を促進します。
- 集落道、集落排水・農業用排水施設などの整備、家畜糞尿の処理対策、廃プラ処理対策などを促進します。

② 林業

ア 林業生産の促進

- 各種研修会などにより、林業後継者の育成を図るとともに、林業従事者の確保を促進します。
- 効率的な森林施業を図るため、林道・作業道の整備、機械化の促進を図るとともに、造林、保育事業を促進し、良質な木材生産の向上を図ります。
- 木材の生産から、建築材・家具材などの加工、工芸品などの生産、木の文化の振興まで、総合的な林産業の育成を図ります。
- カラマツ材の高度加工製品の開発支援を進めます。
- 町民の地場建材利用を進めるため、支援に努めます。
- 林地未利用材の有効利用に努めます。

イ 森林の公益的機能の保全

- 「木材工芸館」「木工体験工房」「津別21世紀の森」「町民の森自然公園ネイチャーセンター」などを活用し、森林・林業体験の機会を充実し、森林文化の普及を図ります。
- 水源かん養、山地災害防止等、公益的機能の一層の発揮を図るため、国・道とも協力し森林の整備を図ります。

③ 工業

ア 地域企業の強化

- 木工クラフトや住宅のコンペ、木の町づくり、地産地消、「木材工芸館」「木工体験工房」の取り組みなど、木と食のまちづくりを通して、地域イメージの確立を図るとともに、異業種交流の促進、新規事業進出への支援、融資制度の活用促進など、既存の地域企業への支援を強化します。

④ 起業の促進

- 起業化の支援体制を整備し、U・I・Jターン者の起業化や、農産物加工などの起業化、新規事業の開拓など、新地域産業の育成を図ります。また、木と食の地域イメージを生かし、企業誘致を進めます。
- また、広域的な連携を含めて、起業塾や異業種交流、情報提供、相談体制の整備など、起業化支援の体制づくりに努め、起業化や既存企業の新規事業の立上げを支援するとともに、特定非営利活動法人（NPO）の設立、第3セクターによる職場づくり、手づくり工房の育成、サテライトオフィスやテレワークの誘致などを促進し、雇用の確保を図ります。

⑤ 商業

ア 買物が楽しい店づくり

- 賑わいと交流の拠点となる中心市街地の再生に向けて、核となる交流拠点の整備、イベントの実施など、快適な買物環境を目指した生活拠点づくりを促進します。
- 中心商店街の整備にあたっては、まちづくりのテーマと連動し、観光イベントや、観光客の足をとめられる店づくりなど、テーマ性を持った取り組みを促進します。
- 手づくり食品などの工房型の店づくり、高齢者や働く女性向けの宅配サービスや共同購入、障がい者や高齢者、女性の店づくりなど、多様化する顧客ニーズ（需要）に対応した商業の振興を図ります。
- 夜市・朝市、リサイクルバザーなど取り組みの充実を図ります。

イ 商店街への支援

- 店舗改築費、施設整備資金や運転資金の貸付など、中小企業振興等条例の拡充を図ります。
- 商工会の組織の強化と後継者育成の研修等の促進を図ります。
- 新規事業開設者への支援を行います。
- 空き店舗の活用による工房の開設など、新規事業開設者への支援を行います。

⑥ 観光・レクリエーション

ア 体験観光のまちづくり

- チミケップ湖周辺の自然環境の保全を図るとともに、町民の森自然公園ネイチャーセンターを中心に、森の健康館（ランプの宿 森つべつ）、森林セラピー基地（ノンノの森）、津別峠展望施設（雲海）と連動した癒しの空間や体験・滞在・反復型の観光拠点として充実を図ります。
- 阿寒摩周国立公園周辺、オホーツク・クラフト街道の各観光拠点を結ぶ体験型の観光ルートの整備、PRの充実を図り、新しい観光客やリピート客の誘致を図ります。
- 事業の実施にあたっては、個性的な取り組みを進め、マスメディア等の媒体を活用し、事業のPRに努めます。

イ 津別の味づくり

- 野菜、牛肉、乳製品、津別の水を生かした加工食品の開発など、こだわりの食材とこだわりの料理、土産品のまちづくりを促進します。

ウ もてなしのまちづくり

- 接遇研修や指導員資格の取得などを通して、一度訪れた人が、また来たくなるよう、観光客への心こもった、プロのサービス、知識・情報の提供を促進します。
- 木製看板や家並の整備、緑化や花いっぱい取り組み、ゴミのポイ捨て防止や持ちかえりの促進、公園・駐車場・公衆便所の整備、個性的な景観拠点づくり、道路脇の眺望拠点（ビスタポイント）の整備などを図ります。
- 散策が楽しい中心街づくりや宿泊施設と街中の飲食施設との連携など、多様化する観光ニーズに対応したまちづくりを促進します。
- 女満別空港などからのバス交通の整備を図るとともに、統一的な道路案内標識の整備、レンタル自転車の整備などを促進します。
- 英文等パンフレットの充実、案内標識の整備など、外国人観光客の受入れ体制を整備します。

⑦ 重点事業の概要

- 事業名 基盤整備
事業内容 小規模土地改良事業（暗渠排水 L = 4,000m）
国営農地再編整備事業
道営土地改良事業（津別 1 地区）
農業水路等長寿命化・防災減災事業（恩根）
農地耕作条件改善事業（岩富地区）
- 事業名 経営近代化施設
事業内容 道営水利施設等保全高度化事業（2 地区）
- 事業名 起業の促進
事業内容 新規起業家への助成及び既存、事業者への事業拡張等への助成事業
- 事業名 観光又はレクリエーション
事業内容 津別 2 1 世紀の森周辺交流施設等整備事業（キャンプ場、キュービクル等）
道の駅あいおい周辺外構整備
- 事業名 過疎地域持続的発展特別事業
事業内容 移住・起業・空き家利活用相談窓口等運營業務
- 事業名 その他
事業内容 畜産環境対策支援事業（高圧通気システム導入及び堆肥製造施設一部改修）

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|----------------------|---|--------------------------------|----------|-------------------------|
| 2 産業の振興 | (1) 基盤整備 農業 | 小規模土地改良事業 (暗渠排水 L = 4,000m) | 町 | 計装機器更新 (設計委託・工 事) |
| | | 国営農地再編整備事業 | 町 | |
| | | 道営土地改良事業（津別 1 地区） | 町 | |
| | | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 (恩根) | 町 | |
| | | 農地耕作条件改善事業（岩富地区） | 町 | |
| | (3) 経営近代化施設 農業 | 道営水利施設等保全高度化事業 (2 地区) | 町 | |
| (6) 起業の促進 | 新規起業家への助成及び既存事業者 への事業拡張等への助成事業 | 町 | | |
| (9) 観光又はレクリエー ション | 津別 2 1 世紀の森周辺交流施設等整 備事業(キャンプ場、キュービクル等) | 町 | | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|---------------------------|------------------------------------|------|----|
| | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 その他 | 道の駅あいおい周辺外構整備 | 町 | |
| | (11) その他 | 移住・起業・空き家利活用相談窓口 等運営業務 | 町 | |
| | | 畜産環境対策支援事業(高圧通気システム導入及び堆肥製造施設一部改修) | 協議会 | |

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|------------------------------------|------------------------|----|
| 津別町全域 | 農業, 林業, 製造業, 農産物等販売業, 観光業 など | 令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 | |

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記『(2) 対策』の項に記載のとおりとします。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

津別町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設(建物)及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

① 情報化

パソコンや携帯電話・スマートフォンが普及し、インターネットによる文字・音声・映像情報の双方向の交換や、インターネット・ショッピングなど電子商取引、クラウドコンピューティングの時代が到来しています。

住民サービスの向上、住民のまちづくりへの参加、効果的・効率的な行政運営のために、行政情報化を図るとともに、産業の活性化に向けた地域情報化の取り組みが求められます。

(2) 対 策

① 情報化

ア 行政情報化の推進

- 文書管理システムの整備、情報公開の推進、パソコン利用などにより行政と住民との情報交換を密にするとともに、効果的・効率的な行政運営を図ります。
- 保健・福祉情報システムや遠隔医療システムなどの導入の検討など、各分野での情報化を促進します。
- 防災無線などによる防災情報体制の整備を図ります。
- 公文書の適切な保管施設を整備します。

イ 地域情報化の促進

- インターネットを活用し、積極的な地域情報の発信を促進します。
- 小中学校での情報教育の充実を図るとともに、学校施設の活用等によるパソコン教室など町民の学習機会の提供に努めます。
- 行政情報化・地域情報化の促進にあわせて、起業化の促進を図り、町内あるいは広域圏において、地域情報サービス産業の育成を図ります。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

津別町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方にに基づき、公共施設（建物）及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

網走市・美幌町から釧路市に抜ける国道240号が本町を縦断し、道道5路線がこれに接続しています。道道北見津別線は北見市へ、道道屈斜路津別線は弟子屈町へ、道道訓子府津別線は訓子府町へ、道道津別陸別線は陸別町へつながり、国道240号とともに幹線道路網を形成しています。

国道240号や道道5路線の整備を促進するとともに、魅力的なシンボルロードの整備、交通安全施設や雪対策の充実、子どもや高齢者・障がい者が歩きやすい歩道の整備など、道路の質的な向上が求められています。

本町の生活道路は町道287路線272kmからなり、国道や道道と接続して住民の日常的な生活に利用されており、改良舗装（舗装率49.7%：令和3年4月1日現在）、橋梁の改修、道路維持及び建設（除雪）機械の更新などを順次進めてきました。通勤・通学・買い物・通院などの利便性の確保と交通事故・災害防止・除雪・凍結対策など安全性を高めるために、既存の道路の維持管理、改良に努めます。

② バス路線

昭和60年に国鉄北見相生線が廃止されて以来、鉄道はJ R北海道石北本線の美幌駅や北見駅が利用されています。町営バスは、混乗スクールバスとなり各地区を結び、1日2～6.5便が運行しています。民営バスは、美幌町、北見市と連絡しています。

マイカーの増加、生徒数の減少などにより鉄道・バスの利用客は減少しているものの、子どもや学生、高齢者、観光客などの移動手段として、J R線、バス交通の維持・確保が求められます。

バス運行状況

(令和3年6月1日現在)

| 会社・団体名 | 路線名 | 区間 | 運行回数 | 備考 |
|--------|--------|------------------|--------------|----------------------------|
| 北見バス | 北見・津別線 | 北見－美幌－津別 | 6.5 | 北見～津別・美幌～津別 |
| | 北見開成線 | 北見－開成－津別 | 6 | 平成24年10月1日運行開始 |
| 津別町 | 二又線 | 二又－本岐 | 3.5 | 混乗スクールバス 平成22年4月1日運行開始 |
| | 恩根線 | 恩根－津別 (火・金曜日) | 2.5 (3.5) | 混乗スクールバス 平成18年4月1日運行開始 |
| | 相生線 | 相生－本岐－津別 | 5.5 | 混乗スクールバス 平成24年10月1日運行開始 |
| | 上里線 | 上里－津別 | 2.5 | 混乗スクールバス 平成24年10月1日運行開始 |
| | 活汲線 | 活汲－津別 | 1.5 | 混乗スクールバス 平成27年4月1日運行開始 |
| | 東岡線 | 東岡－津別 | 1.5 | 混乗スクールバス 平成27年4月1日運行開始 |
| | 最上線 | 最上－津別 | 1.5 | 混乗スクールバス 平成27年7月1日運行開始 |

③ 交通確保

津別町は、降水量は全国的には少ないところですが、冬期間の寒さは厳しいものがあり、降雪の際の交通確保など、冬期間におけるより一層の道路状態の整備が望まれています。

④ その他

本町には一級河川網走川が南北に町を縦断して流れ、その支流として津別川、オンネキキン川、ケミチャップ川、チミケップ川、タッコブ川など118の河川があります。降水量が少なく災害はまれであるものの、かつて大きな災害もあり、網走川と津別川の堤防の整備、浸水・冠水対策、砂防事業などの防災対策などが行われてきました。また、多目的運動公園と21世紀の森をつなぐ木橋の架橋と周辺の公園化など住民や観光客に親しまれる源流のまちとしての河川環境づくりが進められています。

引き続き、防災対策を推進するとともに、親水環境の整備が求められます。

(2) 対 策

① 道 路

ア 町 道

○ 道路の維持・管理

老朽化や機能更新の必要性に対応しながら、計画的に道路の維持・管理、更新を行います。

○ 道路の改良

利便性や快適性の向上、安全性や防災性の向上、除雪のために、市街地や集落内の道路整備を図ります。

○ 道路の整備

幹線道路の整備、公共建物の整備などと並行し、接続道路の整備を図ります。

○ 除排雪対策

冬期間における住民生活を守るため除雪、排雪対策の強化を図ります。

○ 道路環境の向上

幹線道路の歩車道の分離、道路標識や集合案内板、雪対策や凍結対策の充実、災害に強い道路など、安全で快適な道路づくりを促進します。

イ 農林道

○ 主要幹線道の整備を促進します。

産業道路としての役割を検討し、主要幹線道の整備を実施します。

ウ 国道・道道

○ 幹線道路の整備促進

道道北見津別線及び道道陸別津別線の改良など、幹線道道の整備促進を要望します。また、交通安全施設や道路照明灯の整備などを道や国に要望していきます。

② バス輸送の確保

ア バス交通の維持・確保

- 令和2年度に策定した津別町地域公共交通計画に基づき、持続可能で町民にとって利便性の高い交通システムの構築を目指し、子どもや高齢者に配慮した公共交通サービスの維持・向上を図ります。

③ 重点事業の概要

- 事業名 市町村道（道路）
事業内容 町道76号線改良舗装工事（L=134m、W=5.0m）
町道73号線改良舗装工事（L=100m、W=3.0m）
町道2号線舗装補修工事（L=400m）
町道350号線舗装補修工事（L=2,300m）
- 事業名 市町村道（橋りょう）
事業内容 長寿命化修繕事業
- 事業名 自動車等（自動車）
事業内容 混乗スクールバス購入事業（小型バス 1台）
市街地巡回バス購入（小型バス 1台）
福祉バス購入事業（大型バス 1台）
- 事業名 道路整備機械等
事業内容 建設機械購入事業10tダンプ2台、グレーダー1台

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-------------------|-----------------------------------|---------------------------------|----------|----|
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (1) 市町村道 道路 | 町道76号線改良舗装工事 (L=134m、W=5.0m) | 町 | |
| | | 町道73号線改良舗装工事 (L=100m、W=3.0m) | 町 | |
| | | 町道2号線舗装補修工事(L=400m) | 町 | |
| | | 町道350号線舗装補修工事 (L=2,300m) | 町 | |
| | 橋りょう | 長寿命化修繕事業 | 町 | |
| | (6) 自動車等 自動車 | 混乗スクールバス購入事業 (小型バス 1台) | 町 | |
| | | 市街地巡回バス購入 (小型バス 1台) | 町 | |
| | | 福祉バス購入事業 (大型バス 1台) | 町 | |
| (8) 道路整備機械等 | 建設機械購入事業 10tダンプ 2台 グレーダー 1台 | 町 | | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

道路や橋りょう等について、計画的な維持修繕・長寿命化の方針に基づき、維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道

本町は豊かな森が育んだ良質で美味しい水に恵まれており、上水道の水源はすべて湧水によって賄われています。上水道による給水は昭和38年から始まり、昭和41年には相生地区、昭和50年には本岐地区で簡易水道の整備を行いました。その後、拡張工事により未普及地域の解消に努めるとともに、老朽管の更新を進めています。平成20年には、相生水系にろ過施設が整備され、水質汚濁の不安は解消されました。

平成30年度の上水道普及状況は普及率96.4%、1日1人あたりの給水量は625ℓの水の使用量となっています。

水道事業の経営については、平成30年度より上水道事業と簡易水道事業の会計統合を行うなど、効率的な経営により経費の削減に努めています。

② 下水道

公共下水道事業は特定環境保全公共下水道事業として昭和53年に市街地中心部(67ha)から着手し、平成元年に津別下水道管理センターの完成とともに供用を開始しています。

令和元年度には認可区域を244.3haに拡大して整備を進めており、平成30年度末の整備面積は235.0ha、整備率は96.2%となっています。未整備区域は、土地利用計画が定まっていないことや、個別排水処理整備事業で整備した方が有利と判断されるため、公共下水道整備はほぼ完了したといえます。

水洗化率は平成30年度末現在95.1%で、さらに向上していくためには、住宅の建替、改修が求められます。

汚泥処理は、家畜糞尿とあわせて堆肥製造施設で緑農地肥料化しています。

③ ごみ処理

ごみ量の推移

(単位：トン)

| 処理体系区分 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 燃やすごみ | 302.31 | 307.76 | 302.26 | 287.03 | 296.68 | 295.82 |
| 資源物 | 250.29 | 235.71 | 247.55 | 251.81 | 240.10 | 246.19 |
| その他プラスチック | 66.25 | 64.48 | 68.04 | 71.55 | 71.03 | 70.61 |
| 埋めるごみ | 468.07 | 452.96 | 389.64 | 400.22 | 417.13 | 410.35 |
| 生ごみ | 214.94 | 211.49 | 215.42 | 206.20 | 207.76 | 200.12 |
| 計 | 1301.86 | 1272.40 | 1222.91 | 1216.81 | 1232.70 | 1223.09 |

<津別町役場住民企画課資料より>

※燃やすごみについては、焼却残渣量÷焼却残渣率15%で推計した数値です。

ごみは、平成9年から市街地区で分別収集を始め、平成11年にはリサイクルセンターが稼働を開始し、全町で分別収集を行うようになりました。平成12年4月より供用を開始した一般廃棄物最終処分場は、計画上、使用期間を15年としていましたが、積極的に分別収集を行う結果、令和3年度までの21年間利用することができました。また、新たに一般廃棄物最終処分場を造成し、令和3年4月より供用開始しました。

令和3年度より北見地域定住自立圏形成協定に基づき燃やすごみを北見市の焼却炉へ搬入しており、燃やすごみの区分変更により埋めるごみの減少が見込まれます。

容器包装リサイクル法、改正産業廃棄物処理法、家電リサイクル法（平成13年施行）、地球温暖化対策推進法などに対応し、ごみを出さない生活スタイルの確立、ごみの減量化と資源化を図るとともに、し尿処理体制の維持、環境美化などが課題です。

④ し尿処理

し尿処理は、美幌町との共同処理が施設の老朽化により中止され、平成11年に前処理施設を建設し、町単独で処理を行うようになりましたが、公共下水道、合併処理浄化槽等の普及により処理量は減少しています。

⑤ 消防施設

本町では、美幌・津別広域事務組合による津別消防署の常備消防と、消防団（1本部3分団定員115人：令和2年度）による連携体制で消防活動を行っています。町域が広いと、予防活動や初期消火の面から消防団は重要ですが、団員の高齢化が進むなかで新規団員を確保するため一事業所一団員運動を進め、青年層の入団などに効果をあげています。また、防火水槽、消火栓、消防資機材の整備を進めるとともに、自治会警防部、防火管理者連絡協議会、危険物安全協会、少年消防クラブ、消防後援会と連携を図りながら、啓発活動に努めています。

今後も、津別消防署の機能強化に努めながら、町民の防火意識の高揚、市街地情報施設の整備、消防車両・消防機器などの整備、消防団の強化、救急・救助体制の充実などを図る必要があります。

平成9年に北海道総合行政情報ネットワークが導入され、道や他市町村との連絡体制については整備されましたが、町内の情報連絡システムについてはさらに整備が必要です。

生活環境の変化や高齢化社会を迎えるにあたり、消防活動は多くの期待と新しい局面上にあるといえ、こうした時代に対応できる、警防活動、予防、救急に加え特殊災害の防御、救助活動に対応可能な整備が強く求められています。

⑥ 町営住宅

本町の住宅は、一般世帯2,225（平成27年国調）のうち、持ち家が72.8%、給与住宅3.8%、町営住宅15.9%、民営借家5.6%の割合となっています。

令和3年度現在、町内には、公共賃貸住宅が27団地、121棟、369戸あります。種別の内訳は、公営住宅が17団地、98棟、254戸（68.8%）、特定公共賃貸住宅が10団地115戸（31.2%）となっています。その他に、町有住宅を56戸管理しており、公的借家全体では、425戸となります（公営住宅59.8%、特定公共賃貸住宅27.0%、町有住宅13.2%）。

若者や子育て世帯を中心とした定住促進と流出防止、町外からの転入を進めるため、住宅取得に向

けた支援の充実や、情報提供の強化、相談体制の充実を図ります。

⑦ その他

本町の街並み景観は、用途の異なる建物の混在、コンクリートや多様な新建材の導入、奇抜なデザイン・色彩の建物・看板の増加などにより大きく変化してきましたが、街並み整備推進協議会を結成し、商店街に地元産の木を使ったイメージデザインの木製看板を111基設置し、ライトアップするなど、木のまちならではの景観整備を進めてきました。

建築や街並みデザインへの人々の関心は高まってきており、町民、町、事業者が連携し、さらに、美しい景観の街づくりを進めることが求められます。

また、共同墓地の環境整備についても、その対応を進めていかなければなりません。

(2) 対 策

① 水 道

ア 水道施設の整備

- 上水道の老朽管、特に石綿セメント管の計画的な更新を進めるとともに、簡易水道の施設整備を行います。
- 災害に備え、水道施設の耐震性を強化するとともに、OA機器の導入による水道施設の維持管理に積極的に遠隔監視システムを取り入れ、応急給水体制と応急復旧体制の整備に努めます。

イ 水道事業の経営の安定

- 事務の改善、経費の削減に努め、経営の安定化を図ります。
- 豊富な水量の有効活用を図り、経営の安定と地域活性化に役立てます。

② 下水道

ア 下水道の維持管理体制の拡充

- 管路施設の維持管理体制を強化し、下水道施設（公共下水道、個別排水処理施設）のより効率的な運用・管理に努めるとともに長寿命化計画に基づき施設の更新を進めます。
- 汚泥処理については、今後とも堆肥製造施設を活用し、農地還元を図ります。

イ 水洗化率の向上

- 水洗化率の向上を目標に、下水道効果のPR、改造費の補助の検討、公営住宅の早急な建替・改修などを図ります。

ウ 合併処理浄化槽の整備

- 下水道の供用区域外では、合併処理浄化槽の設置を促進します。

③ ごみ処理

ア ごみの減量化と再資源化

- ごみ問題への意識啓発に努め、町民、事業者による廃棄物の減量化、リサイクル及び堆肥化などの取り組みを促進します。
- 機器や家具、建築物などの長期使用、再利用の促進、使い捨て容器等の使用の控えなど、物を大切に使う意識を啓発し、町民主体の取り組みの促進を図ります。
- ボランティアによる清掃活動の推進とともに、ごみの持ちかえりとポイ捨て防止の意識啓発に

努めます。

イ ごみ処理体制の整備

- 収集・保管体制の整備を含めた分別収集の徹底とリサイクルを推進します。
- 産業廃棄物の処理について、道などと連携し、事業者による適正処理と、不法投棄の防止などに努めます。

④ し尿処理

ア し尿処理体制の維持

- し尿処理は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽への計画的な転換を図るとともに、収集・運搬体制の維持と衛生的な処理に努めます。

⑤ 消防施設

ア 予防活動の推進

- 町民の防火意識の高揚を図るとともに、事業所、特に大規模施設や観光・宿泊施設などに対する重点指導と査察を推進します。
- 自治会ごとの自主防火査察体制の整備、少年消防クラブ、消防後援会などの活動促進により、防火意識の高揚と防火思想の啓発を図ります。

イ 消防力の強化

- 津別消防署の機能強化を図ります。
- 一事業所一団員運動の推進により青年層の入団を促進し、消防団の育成・強化を図ります。
- 市街地放送施設の整備、消防資機材の配備等により防災システム及び消防資機材や機動力の強化を図るとともに、防火水槽、消火栓など消防水利の整備を計画的に推進します。
- 林野火災に備え、ヘリポート基地の対応、消火薬剤、資機材備蓄基地などの整備を図ります。

ウ 救急・救助体制の充実

- 津別消防署の救急・救助体制の充実を図るとともに、関係医療機関との連携を強化します。
- ひとり暮らしや高齢者世帯、社会的弱者の緊急時支援のために、連絡・救助体制の整備に努めます。
- 防火・防災訓練や研修会の機会を活用し、応急手当や救急救命方法の技能向上を図るとともに、自治会や民生委員協議会と連携し、緊急時の住民相互による救急・救助体制づくりを促進します。

⑥ 町営住宅

ア 定住環境の整備

- 若者や子育て世帯を中心とした定住促進と流出防止、町外からの転入を進めるため、住宅取得に向けた支援の充実や、情報提供の強化、相談体制の充実を図ります。
- 空き家の流通の促進、民間活力を利用した若者向け賃貸住宅の整備等、若者のニーズや家族構成に応じた多様な住宅供給に向けた取組を進めます。

イ 快適な住宅・住環境の整備

- 生活道路、下水道、公園などが整い、街並み景観が優れた良質でうるおいのある住宅・住環境の整備を促進します。

- 町営住宅の計画的な維持・修繕に努めます。

ウ 高齢社会への対応

- 町営住宅の建設・建替えにあたっては、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、高齢者仕様の住宅づくりのモデルとなる住宅づくりを進めます。

⑦ その他

- 町民・事業者の参加により、長期的視点にたった総合的・計画的な「景観形成計画」「景観条例」の策定を図り、景観整備の方向を定め、美しい街並みづくりを促進します。
- 公共建築物の整備にあたっては、自然や歴史的な家並みと調和した色彩やデザインを取り入れます。
- 道条例、町の「景観形成計画（景観ガイドライン）」の策定などにより、屋外広告物の規制、建物のデザイン、緑化、花づくりなど、美しい街並みづくりを促進します。
- 可能なところから、住民による「まちづくり協定」など自主的な取り組みを促進します。
- あらゆる機会を通して景観教育を推進し、街並みや建築デザインについての関心、意識を高め、まちづくりへ反映を図ります。
- 共同墓地の環境整備を行います。

⑧ 重点事業の概要

- 事業名 水道施設（簡易水道）
事業内容 高台配水場更新事業
高台配水場更新事業実施設計業務
老朽管更新事業
老朽管更新事業実施設計業務
高台配水場機器更新事業
相生浄水場機器更新事業
大昭配水池機器更新事業
恩根配水池機器更新事業
中央監視装置機器更新事業
上里浄水場小水力発電機設置事業
上里地区導水管減圧水槽改良事業
- 事業名 下水道処理施設（公共下水道）
事業内容 下水道管理センター機械設備改築更新事業
下水道管理センター電気・計装設備改築更新事業
下水道管理センター改築更新事業
マンホールポンプ所改築更新事業
マンホールポンプ所通信設備改修事業
- 事業名 下水道処理施設（その他）
事業内容 浄化槽設置事業
- 事業名 廃棄物処理施設（その他）
事業内容 ごみ収集車更新事業

- フォークリフト更新事業
 - 発泡スチロール溶触機更新事業
 - 事業名 消防施設
 - 事業内容 消火栓更新工事
 - 北海道消防操法大会
 - 救急救命士育成
 - 職員防火衣の更新
 - 雨衣の購入
 - 除細動器の購入
 - 津別広報3更新（軽トラック）
 - 津別林野1更新（林野工作車）
 - 津別601更新（消防バス）
 - 津別201更新（第2分団車）
 - 津別101更新（1部車）
- 事業名 過疎地域持続的発展特別事業
- 事業内容 空き家等撤去促進事業
- 事業名 その他
- 事業内容 ふるさと定住促進事業

(3) 計 画

事業計画 (令和3年度～7年度)

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 | |
|---------------|--------------------|----------------------|------------------------|----|--|
| 5 生活環境の整備 | (1) 水道施設 簡易水道 | 高台配水場更新事業 | 町 | | |
| | | 高台配水場更新事業実施設計業務 | 町 | | |
| | | 老朽管更新事業 | 町 | | |
| | | 老朽管更新事業実施設計業務 | 町 | | |
| | | 高台配水場機器更新事業 | 町 | | |
| | | 相生浄水場機器更新事業 | 町 | | |
| | | 大昭配水池機器更新事業 | 町 | | |
| | | 恩根配水池機器更新事業 | 町 | | |
| | | 中央監視装置機器更新事業 | 町 | | |
| | | 上里浄水場小水力発電機設置事業 | 町 | | |
| | | 上里地区導水管減圧水槽改良事業 | 町 | | |
| | | (2) 下水道処理施設 公共下水道 | 下水道管理センター機械設備改築更新事業 | 町 | |
| | | | 下水道管理センター電気・計装設備改築更新事業 | 町 | |
| | 下水道管理センター改築更新事業 | | 町 | | |
| | マンホールポンプ所改築更新事業 | | 町 | | |
| | マンホールポンプ所通信設備改修事業 | | 町 | | |
| | その他 | 浄化槽設置事業 | 町 | | |
| | (3) 廃棄物処理施設 その他 | ごみ収集車更新事業 | 町 | | |
| | | フォークリフト更新事業 | 町 | | |
| | | 発砲スチロール溶触機更新事業 | 町 | | |
| | (5) 消防施設 | 消火栓更新工事 | 一部 事務 組合 | | |
| | | 北海道消防操法大会 | 一部 事務 組合 | | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-----------------------------|----------------|--------|----|
| | | 救急救命士育成 | 一部事務組合 | |
| | | 職員防火衣の更新 | 一部事務組合 | |
| | | 雨衣の購入 | 一部事務組合 | |
| | | 除細動器の購入 | 一部事務組合 | |
| | | 津別広報3更新(軽トラック) | 一部事務組合 | |
| | | 津別林野1更新(林野工作車) | 一部事務組合 | |
| | | 津別601更新(消防バス) | 一部事務組合 | |
| | | 津別201更新(第2分団車) | 一部事務組合 | |
| | | 津別101更新(1部車) | 一部事務組合 | |
| | (7) 過疎地域持続的発展 特別事業 生活 | 空き家等撤去促進事業 | 町 | |
| | (8) その他 | ふるさと定住促進事業 | 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

津別町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設(建物)及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進します。

上水道(簡易水道)については、水道ビジョンのアセットマネジメントに従って施設の維持管理に努めます。

下水道については、ストックマネジメントに基づき、今後も計画的な改築・更新、維持管理に努めます。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者福祉

令和3年3月末現在、本町の高齢者数は1,997人（総人口の約45%）です。令和7年には、団塊の世代が75歳以上となることから後期高齢者数が1,163人（総人口の約30%）まで増加すると見込まれ、介護や支援が必要な高齢者の増加が予想されます。さらに、ひとり暮らし・夫婦のみの高齢者世帯が増え、家族による介護がさらに難しくなることもあわせると高齢者に対する福祉の充実はますます重要となります。

特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどの介護サービス施設のほかに、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるようケアハウス、老人福祉寮があります。また、認知症対応型生活介護（グループホーム）、小規模多機能居宅施設とも連携し、高齢者の福祉増進を図ります。

保健福祉サービスの充実、介護保険の円滑な運用、高齢者が知識や経験を生かせる場や機会づくり、生涯学習の充実など、いつまでもいきいきとした生活がおくれるまちづくりが求められています。

② 児童福祉

本町では、平成27年4月に、保育所3園と幼稚園1園の統合により、新たに幼保連携型の認定こども園が開園され、子育て支援センター、一時預かり保育も担っています。

また、放課後児童クラブを設置しており、労働等により昼間保護者が家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に児童館等を利用して適切な生活及び遊びの場を与えて、児童の健全育成を図っています。

21世紀の本町を担う児童が心身ともに健やかに成長するために、令和2年度に制定された津別町子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育サービス及び放課後子どもプランの充実、経済的な負担の軽減、さらには青少年の健全育成など子育て支援に関わる各種事業の計画的な推進が求められています。

③ 障がい者福祉

重度の障がい者や社会構造の複雑化等による精神障がい者など心身に障がいのある方が増加傾向にあります。また、障がい者福祉のニーズが多様化し、「自立と社会参加」「生活の質の向上」などの意識が高まってきており、障がいに対する理解・権利擁護の推進、相談支援体制やサービスの充実、希望するすべての障がい者が安心して住み続けられる社会づくりを進めていく必要があります。

④ 母子福祉

母子・父子世帯数が増加する傾向がみられ、その原因としては離婚によるものが多くなっています。母子・父子家庭の多くは、子どもの養育と生活との負担を抱え、社会的、経済的、精神的にも不安定な状態におかれています。本町では、令和2年度に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる、切れ目ない支援の体制を構築することを目的に、相談体制の充実、自立のための経済的支援、生活相談の充実が必要です。

高齢者福祉施設の現況

(令和3年5月現在)

| 施設名 | 施設数 | 定員 | 常勤職員(委・嘱託) |
|------------|-----|----------|------------|
| 特別養護老人ホーム | 1 | 50床 | 25(6) |
| デイサービスセンター | 1 | 1日定員30名 | 4(8) |
| 居宅介護支援事業所 | 1 | | 3(1) |
| 地域包括支援センター | 1 | | 5 |
| 高齢者福祉寮 | 1 | 8部屋 | (2) |
| ケアハウス | 1 | 単身24・夫婦3 | 3(3) |
| グループホーム | 1 | 18 | 9(8) |
| 小規模多機能施設 | 1 | 29 | 6(4) |

(2) 対 策

① 高齢者福祉

ア 在宅福祉サービスの充実

- 配食サービス、外出支援サービス、軽度生活援助、住宅改修指導、などの生活支援事業実施の検討を図ります。
- できる限り介護状態にならないよう、転倒予防や閉じこもりの解消を目的とした健康教室、住民が主体となり実施する体操会、介護予防講話などの介護予防事業を実施します。
- 認知症対策として、認知症サポーター養成講座の実施、安否確認訪問事業、SOSネットワークの周知等を進めます。

イ 社会参加活動の推進

- 老人クラブや自治会運営のサロン活動を中心とした高齢者の交流、世代間交流、ボランティア活動などを促進します。
- スポーツ・レクリエーション活動、文化活動など、高齢者の多様な学習の機会の充実を図るとともに、高齢者福祉計画に基づき、高齢者の多様化する福祉ニーズに対応します。
- 社会参加や生きがい活動として的高齢者農業、津別町人材活用センター事業の充実、高齢者起業化の支援など、高齢者の働く場や機会の拡充を図ります。

ウ 推進体制の整備

- 地域座談会を中心に、保健・医療・福祉の総合的な取り組みを推進します。
- 介護保険事業も含めた総合的な保健福祉サービスの相談・情報提供の窓口として地域包括支援センターの充実を図ります。
- 高齢者保健福祉サービスの整備に努めます。

② 児童福祉

ア 第2期津別町子ども・子育て支援事業計画に基づく支援の推進

- 子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備するため、第2期津別町子ども・子育て支援事業計画に基づき各種支援事業を推進していきます。

イ 保育サービスの充実

- 低年齢児(0～2歳児)保育の受入れを促進します。
- 障がい児保育、長時間保育を充実していきます。

- 豊かな自然体験、農業体験、高齢者とのふれあい活動など、保育内容の充実を図ります。
- 研修などにより、職員の資質の向上を図ります。

ウ 地域の子育て環境の整備

- 児童の健やかな成長のため、各関連団体と連携し地域ぐるみの育成指導を強化します。
- 子どもの遊び場、育児相談や子育て中の親子交流の場として子育て支援センター、児童館の活用を図ります。
- 児童遊園地の整備と活用、学校施設の開放、遊休地の活用、体験施設の整備など、子どもが楽しく遊べる場の確保を図ります。
- 子ども会、母親クラブ、三世代交流など、子どもの地域活動への参加を促進します。
- 子ども会活動の指導者やリーダー、託児ボランティアなど、子育て支援の人材の発掘育成に努めます。

エ 子育ての経済的支援

- 子育てにかかる経済的負担を軽減するために、児童手当などの支給、医療費の助成を継続します。

③ 障がい者福祉

ア 障がい福祉計画等に基づく支援の推進

- 障がい者が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるまちづくりを進める指針として作成した障がい福祉計画等に基づき、各種施策を推進します。

イ 相談支援・サービス提供体制の充実

- 障がい者を含むすべての人が、地域で安心して生活が送れるよう日常生活の悩みや相談に応じ、適切なサービスが利用できる相談支援体制を充実します。
- 北網圏域内の近隣市町とも連携し、訪問・日中活動系サービスや居住系サービスの充実を図ります。
- 障がい者の就労に当たり、受け皿となる地域企業の障がいに対する理解と認識を強め、公共職業安定所や障がい者就労支援センターなど関係機関と連携し、支援の取り組みを進めます。

④ 母子福祉

ア 生活の安定と自立の促進

- 福祉資金の貸付や医療費助成などの活用を促進します。
- 関係機関と連携し、情報の提供など就労の促進を図ります。

イ 相談体制の充実

- 福祉事務所や児童相談所などとの連絡を密にするとともに、令和2年度に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる、切れ目のない、相談支援体制の充実、自立のための経済的支援、生活相談に努めます。

⑤ 重点事業の概要

- 事業名 高齢者福祉施設(老人ホーム)
事業内容 特別養護老人ホーム整備事業
- 事業名 市町村保健センター及び母子健康センター
事業内容 健康福祉センター整備事業

(3) 計 画

事業計画 (令和3年度～7年度)

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-------------------------------|---------------------------------|---------------|----------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (3) 高齢者福祉施設 老人ホーム | 特別養護老人ホーム整備事業 | 法人 | |
| | (7) 市町村保健センター 及び母子健康包括支援センター | 健康福祉センター整備事業 | 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

津別町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設（建物）及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進します。

保健福祉施設や集会室においては老朽化した建物も存在しており、耐震化や長寿命化の対応を講じなければならない現状にあります。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町には、病院が1か所、歯科診療所が1か所あります。休日・夜間の診療については、美幌町、大空町の病院・医院による休日当番医制で対応しています。

後期高齢者（75歳以上人口）の増加に伴って、今後、さらに医療に対する町民の要望が高まることと予想され、医療機関との連携を図りながら多様な医療ニーズに応えられるよう医療環境を整備していく必要があります。

そのためにも、本町唯一の医療機関である企業経営による総合病院と連携した地域医療体制づくりが求められています。

(2) 対 策

① 地域医療活動の充実

- データバンクシステムの構築を図りながら、保健・医療が連携した地域医療活動を推進します。
- 往診、機能訓練（デイケア）、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導などの在宅ケアを継続的に進めます。
- 保健・医療・福祉関連ボランティアの育成を図ります。
- 地域公共交通の計画的な推進と移送サービスの継続などにより通院手段を維持します。
- 町内唯一の医療機関に支援を行い、地域医療体制の充実を図ります。
- 老朽化した町内唯一の病院の改築を進めるため、将来的な医療体制の在り方と合わせて検討を進め、適期に改築を行います。

② 救急・緊急医療体制の確立

- 町内と美幌町、大空町の病院、診療所による一次・二次救急医療の確保、高次救急医療機関との連携による三次医療の確保により、休日・夜間の救急・緊急医療体制の強化を促進します。

③ 重点事業の概要

- 事業名 診療施設（病院）
事業内容 津別病院地域医療維持補助
- 事業名 診療施設（病院）
事業内容 津別病院改築事業

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|----------------|------------------------------|-------------|----|
| 7 医療の確保 | (1) 診療施設 病院 | 津別病院地域医療維持補助 津別病院改築事業 | 町 法人 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

津別町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設（建物）及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

本町には、小学校1校と中学校1校があります。教育施設の面では、津別小学校の旧校舎を、令和3年度・令和4年度の2ヵ年で改修していく予定です。教育環境では、国のGIGAスクール構想に基づき、高速大容量の通信ネットワークと1人1端末のICT教育環境を各学校に整備を進めるとともに、語学指導助手の配置により英語教育に力を注ぎ、情報、国際・地域理解、人権教育、環境・福祉などの体験学習等も強化し、地域・郷土への誇りと人を思いやるやさしさを持ち、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲をもった子どもの育成に力を注いできました。各学校においてもボランティア活動、部外講師による木育授業、自然を活かした野外学習など、学校独自の特色をもった教育に取り組んできています。しかし、児童数の減少は著しく、学校経営の観点からみると、効果的かつ将来を見据えた施設のあり方について十分な検討が必要となっています。

また、児童生徒を取り巻く社会環境は都市・地方の区別なく、いじめ、不登校、学級崩壊などの諸問題を常にはらんでおり、これからの社会を担う子ども一人ひとりが、個性や能力を最大限に発揮しながら自立した人間として生きていけるよう確かな学力を身につけ、健康で、豊かな心を育む開かれた学校教育の推進が求められていることから、令和3年3月に学校運営協議会が設立され、学校が開かれたものとなり、学校・保護者・地域が一体となって子どもたちを育てていくことを目指していきます。

② 社会教育

本町では、中央公民館、町民会館を中心に、アソビバつべつ、ボランティア養成活動、国内研修、社会教育講座、寿大学などが開催されているほか、自主サークル活動等が活発に行われています。

北見地区では図書館活動が非常に活発であり、本町でも中央公民館図書室で「読書チャレンジ」や「図書室まつり」「移動図書」などを実施し、より親しみやすい図書室を目指して活動を続けています。今後においては、新しいライフスタイルに合わせて電子書籍貸し出しサービスの導入を検討します。

(2) 対 策

① 学校教育

ア 心豊かで、生きる力を育てる教育の推進

- 人を思いやり、公共性を重んじる心を持ち、創造性と人間性豊かな個性ある子どもが育つよう、心豊かで生きる力を育む教育を進めます。
- 副読本の充実、津別の自然・文化・歴史に触れ親しむ教育、福祉体験、地場素材を使った給食の充実など、地域に根ざした教育を推進します。
- ICT教育や英語教育・国際理解教育を推進するとともに、国内外との幅広い交流の機会を充実します。

イ 教育環境の充実

- 新学習指導要領の改訂に対応して、新たな課題解決に向けた教育を推進します。
- 教職員研修体制の整備・拡充に努め、さまざまな課題に対応できるよう、教職員の資質と指導

力の向上を図ります。

- 障がいのある児童生徒が、安心して学ぶことができるよう特別支援教育の一層の充実に努めます。
- いじめ・不登校などの悩みをもつ児童生徒や保護者への相談・指導体制を充実します。
- 地域の実態・特性などに応じ、教育施設・設備等の計画的な整備改善を進めます。
- 長期的な観点で、計画的に老朽化した教員住宅の改修を図ります。
- 給食センターの改築を検討します。

ウ 学校と家庭、地域社会との連携

- 学校教育と社会教育の連携と充実を図ります。
- 児童生徒の健全な育成を図るため、学校運営協議会などを活用し、学校・家庭・地域社会のより密接な連携を図ります。
- 異年齢集団での遊び、地域の人との交流をすすめるために、地域でのふれあいイベントなどの交流活動の充実を促進します。
- 身近な生涯学習の場として、余裕教室、校庭、体育館など、学校施設を積極的に地域に開放します。

② 社会教育

ア 社会教育の推進

- 地域の人材の育成活用、ライフステージ・ライフスタイルに応じた講座、教室の開催など、多様な学習機会の提供に努めます。
- 「みどりの清流」「広報つべつ」など各種広報紙や、パソコンネットワークなどを活用し、学習情報収集発信機能の向上を図ります。
- 子どもと家族との交流と地域社会での活動の支援を図ります。
- 専門職員の充実と指導者の養成・確保を図ります。

イ 社会教育施設の整備・充実

- デジタルサイネージによる情報サービスの提供を図ります。
- 社会教育施設・設備の充実・更新を図ります。

ウ 図書館の整備・充実

- 誰もが気軽に利用できる開かれたコミュニティ拠点として、図書館等の建設を進めます。

③ 重点事業の概要

- 事業名 学校教育関連施設(校舎)
事業内容 津別小学校長寿命化改修事業
津別小学校大規模改造事業
津別中学校大規模改造事業
- 事業名 給食施設
事業内容 給食センター建設事業
- 事業名 その他
事業内容 教務用PC更新事業
津別小学校ICT化事業

- 事業名 津別中学校 I C T 化事業
- 事業内容 津別小学校 P C 更新事業
- 津別中学校 P C 更新事業
- 事業名 集会施設・体育施設等
- 事業内容 温水プール改修事業
- 中央公民館改修事業
- 町民会館・児童館改修事業
- 屋内ゲートボール場改修事業
- 図書館建設事業
- 事業名 過疎地域持続的発展特別事業
- 事業内容 津別高校振興対策（津別高等学校振興対策協議会と連携しバス通学費補助、教科書代等を助成する）

(3) 計 画

事 業 計 画 （令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事 業 名 (施 設 名) | 事 業 内 容 | 事業 主体 | 備考 | |
|---------------|----------------------------|---------------|-----------------|---------|---|
| 8 教育の振興 | (1) 学校教育関連施設 校舎 | 津別小学校長寿命化改修事業 | 町 | | |
| | | 津別小学校大規模改造事業 | 町 | | |
| | | 津別中学校大規模改造事業 | 町 | | |
| | 給食施設 | 給食センター建設事業 | 町 | | |
| | | その他 | 教務用 P C 更新事業 | 町 | |
| | | | 津別小学校 I C T 化事業 | 町 | |
| | | | 津別中学校 I C T 化事業 | 町 | |
| | | | 津別小学校 P C 更新事業 | 町 | |
| | | | 津別中学校 P C 更新事業 | 町 | |
| | | | | | |
| | (3) 集会施設・体育施設 等 体育施設 | | 温水プール改修事業 | 町 | |
| | | | 中央公民館改修事業 | 町 | |
| | | | 町民会館・児童館改修事業 | 町 | |
| | | | 屋内ゲートボール場改修事業 | 町 | |
| | | | 図書館 | 図書館建設事業 | 町 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|-------------------------------|---|----------|----|
| | (4) 過疎地域持続的発展 特別事業 高等学校 | 津別高校振興対策(津別高等学校振興 対策協議会と連携しバス通学費補助、 教科書代等を助成する) | 協議 会 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

津別町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設(建物)及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進します。

社会教育・体育施設は、建設時期が様々であり、老朽化率にもばらつきがありますが、中央公民館や農業者トレーニングセンター、温水プールなど規模の大きな施設があります。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は、市街地と大きな集落として3箇所が分散し、18の地区（49自治会）により地域活動が行われています。しかし、高齢化の進行、職業の多様化と就業地・生活圏の広域化、生活価値観（ライフスタイル）の多様化・個性化などにより、地域連帯意識が希薄になりつつあり、全員参加型の地域維持活動（地域コミュニティ）は弱体化する一方、地域を越えた有志による産業、趣味、文化、環境・景観保全、福祉などのグループ活動（テーマコミュニティ）や、イベント活動が活発化してきています。

町民の地域連帯意識を高め、地域コミュニティ活動とグループ活動、イベント活動の連携を図り、地域の活性化を図ることが求められています。

(2) 対 策

① 集落再編整備

- 計画的な土地利用について、市街地の再編成を図り賃貸住宅の建設やふるさと定住促進事業を展開して市街地の活性化を図ります。

② コミュニティ

ア 地域活動の促進

- 基礎的な生活単位として、3つの地域の個性にあわせた、地域づくり計画をたて、地区住民の連帯意識の高揚と地区活動の活発化にむけた取り組みを推進します。
- 自治会、婦人会、老人クラブ、民生児童委員、消防団などの活動の活性化を図るとともに、イベントなどを通して世代や活動領域をこえた相互交流を促進します。
- 活動の場となる地域施設の整備・充実と住民による維持・管理を図ります。

イ グループ活動の促進

- 情報交換、広域的な交流、人材の発掘、リーダーの養成などに努め、多様なグループ活動、ボランティア活動の活性化を図ります。
- イベント・祭りなどを通して、グループ活動の相互交流と地域活動との連携を図るとともに、若者の積極的な参加を図ります。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

津別町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設（建物）及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進します。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町では、木材工芸館でクラフトなど木の文化づくりが行われ、工芸家・芸術家の住む相生クラフトビレッジがあり、また、毎年夏には日本フィルセミナーが開催されるなど、活発な芸術文化活動が繰り広げられています。文化協会をはじめとした各種の文化団体も結成され、活動しています。

また、「山鳴太鼓」（昭和55年から）、「駒踊り」（昭和12年から）といった郷土芸能が生まれ、伝承されてきています。

子どもから高齢者まですべての町民が、日常生活の中で、深い尊敬の念をもってこれまで培われてきた歴史と文化に触れ、楽しみ、活かすことができる文化の香り高いまちづくりを目指すことが課題です。

(2) 対 策

① 芸術文化活動の推進

- 町民文化祭、日本フィルセミナー、各種公演など、町民が、気軽に芸術文化に触れる機会や、参加できる機会づくりを充実します。
- 指導者の紹介、活動の場の提供などにより、町民の芸術文化活動や町民芸術劇場の活動を支援します。

② 文化財と伝統文化の保存

- 地域の歴史と伝統を町内外の人々に伝え、地域愛を醸成します。
- 埋蔵文化財保護体制の充実を図るとともに、埋蔵文化財に対する町民の理解を深めるよう、周知啓発に努めます。
- 「山鳴太鼓」「駒踊り」など、郷土芸能の継承を促進します。
- 地域文化を語る貴重な文化財を指定するとともに、文化財の歴史的意味と価値を住民に周知し、地域住民の積極的な文化財保護の啓発と町文化財条例等の策定に努めます。
- 「千年ミズナラ」「双子の桜」などの保存すべき名木古木の指定と保護を図ります。

③ 文化交流活動拠点の整備・充実

- 身近に芸術・文化を親しむ拠点として、中央公民館、町民会館の整備・充実を図ります。

④ 重点事業の概要

- 事業名 その他
- 事業内容 日本フィルセミナーコンサート事業
- スポーツ合宿事業

(3) 計 画

事 業 計 画 (令和3年度～7年度)

| 持続的発展 施策区分 | 事 業 名 (施 設 名) | 事 業 内 容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------------|--------------------|----------------------|----------|----|
| 10 地域文化の振 興等 | (3) その他 | 日本フィルセミナーコンサ ート事業 | 町 | |
| | | スポーツ合宿事業 | 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

津別町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設（建物）及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進します。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

津別町では、地球温暖化防止対策及び森林の多面的機能の向上、太陽光発電システムなどのクリーンエネルギーの利用推進を目指し、町内地域資源の利活用をとおして、地域資源やエネルギー、持続的な地域内経済循環を図ることを目的とします。

(2) 対 策

① エコタウンへの取り組み

広大な森林や水資源など、保有する自然資源の総合的な利活用について検討し、現在先行しているバイオマスをはじめ、小水力発電、風力発電、太陽光発電など、津別町に適した再生可能エネルギーの導入・システム構築を推進します。

ア 木質バイオマスエネルギー等の利活用促進

- 木質バイオマスを活用した熱利用または熱電供給を目指します。
- 公共施設における熱供給システムの導入を推進します。
- 農林業関連ボイラーの燃料の木質バイオマスへの転換を目指します。
- 住宅や観光施設等における木質ペレットストーブや熱電利用の積極的な導入を推進します。
- CO2削減量のクレジット化を推進します。

イ 水エネルギーの利活用促進

- 既存の農業用水路や水利施設を活用した小水力発電の検討を進めます。
- 地域内水路を利用した小水力発電化により、周辺の街灯や公民館等の電力として活用し、農村環境に還元します。
- 上下水道の導水管の更新とあわせた小水力発電の実践を進めます。

ウ 再生可能エネルギーの総合的な利活用の仕組みづくり

- 再生可能エネルギーの導入可能性調査の実施を推進します。
- 住宅や事業所・工場、公共施設等での太陽光発電の導入促進を図ります。

② 重点事業の概要

- 事業名 再生可能エネルギー利用施設
- 事業内容 木質バイオマスセンター 林地残材等の収集・受け入れ（買取）・チップ加工・販売・運搬等を一手に担う設備
木質バイオマスセンター実施設計
木材工芸館「キノス」の化石燃料ボイラーの更新にあわせて、
（１）木質バイオマスセンターで生産される木質チップを燃料とする木質チップボイラーの導入
木質チップボイラー導入のための実施設計
木質ペレット製造施設制御盤更新工事（基本５年毎、更新後６年経過）

（３）計 画

事業計画（令和３年度～７年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------------|-------------------|---|----------|----|
| 1 1 再生可能エネルギーの利用の推進 | (1) 再生可能エネルギー利用施設 | 木質バイオマスセンター 林地残材等の収集・受け入れ（買取）・チップ加工・販売・運搬等を一手に担う設備 | 町 | |
| | | 木質バイオマスセンター実施設計 | 町 | |
| | | 木材工芸館「キノス」の化石燃料ボイラーの更新にあわせて、（１）木質バイオマスセンターで生産される木質チップを燃料とする木質チップボイラーの導入 | 町 | |
| | | 木質チップボイラー導入のための実施設計 | 町 | |
| | | 木質ペレット製造施設制御盤更新工事（基本５年毎、更新後６年経過）※設備更新計画に基づく工事（最終年） | 町 | |

（４）公共施設等総合管理計画との整合

津別町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設（建物）及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進します。

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本町は全国有数の日照率を誇るとともに、寒暖差の大きい内陸型の気候帯に属しています。阿幌岳周辺が阿寒摩周国立公園に指定されているほか、津別峠、千年ミズナラ、チミケップ湖など美しい山岳、森林や巨樹、湖や川などの自然に恵まれており、津別21世紀の森、津別峠展望施設、チミケップ湖野鳥公園・キャンプ場などは、この豊かな自然にふれ、楽しむ場として整備されています。

これらの自然は、町民の生活にうるおいをあたえるとともに、観光や交流、林業などの貴重な資源であり、「愛林のまち・源流のまち」としてのこだわりをもった、人と自然とが共生するまちづくりが求められます。

本町は基幹産業である林業、農業を中心に発展してきましたが、農業就業者の減少や高齢化、国際的な競争などが起きています。農業や工業、商業、さらには福祉など、視点を変えた地域密着型の起業化を促進し、若者、女性や高齢者、U・I・Jターン者などの就業層の拡大と地域資源を生かした津別ならではの産業の振興が求められます。

原始の森に囲まれた静けさのチミケップ湖、深い緑の山々など、豊かな自然環境と美しい景観は、町でうるおいのある生活をし、観光の振興を図っていく上での基礎となる重要で貴重な財産です。地球規模での環境への関心が高まっている今、この自然環境と景観を保全し、これを生かしたまちづくりが求められています。

少子化や高齢化、女性の社会進出などが進むとともに、地域での人と人のつながりをつくるのが課題となってきています。長寿社会への取り組みや生涯学習、文化や国際交流などのまちづくりを通して、豊かな心で人と人がふれあい、共に支え合ういきいきとした地域づくりが求められます。

(2) 対 策

① 自然を活かしたまちづくり

- 森林や湖、川などの自然を活用し、子どもの時から自然にふれる機会を増やすとともに、自然と共生する文化の継承・発展を図ります。
- チミケップ湖周辺を、原生状態が維持された自然との触れ合いが可能な、貴重な自然体験ゾーンとして位置づけ、自然観察と自然保全のための空間としてその環境整備を進めていきます。
- 木材工芸館周辺施設・町民の森自然公園ネイチャーセンター・散策路・温泉ホテルなどを整備活用し、自然観察・林間散策・ホーストレッキング・歩くスキー・森林セラピーなど、自然を生かしたまちづくりを進めます。
- 標高947メートルの津別峠の魅力を最大限に生かし、景観と自然体験の双方を兼ね備えた魅惑の周遊&宿泊ゾーンとして位置づけ、自然環境に配慮し計画的に環境整備を行っていきます。さらに、これらは既存の施設を活用するほか、津別峠展望施設を中心として、360度のパノラマ風景を表示・案内する電照看板や案内標識の設置充実、国立公園境界線に位置する遊歩道の整備、展望台施設内における津別の特産品の展示販売などに取り組みます。
- 本町の恵まれた森林資源を生かし、未利用林地残材の活用等による電・熱供給システムを構築し、まちなか地区の福祉施設、住宅等への熱の安定供給を行うとともに、施設園芸や融雪への活用を推進することで「まちなか再生」を加速します。

1.4 事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-------------------------------|-------------------------------|--|----------|----|
| 1 移住・定住・地域 間交流の促進、人材 育成 | (4) 過疎地域持続的発展 特別事業 人材育成 | 青少年海外研修派遣事業 ・事業内容 津別高校生の海外研修派遣への負担金を交付 ・事業の必要性 町の将来を担う人材の不足解消のため ・見込まれる事業効果 国際的視野を持つ人材の育成と津別高校への入学者の増加 | 町 | |
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 その他 | 移住・企業・空き家利活用相談窓口等 運營業務 ・事業内容 移住希望者、空き家利活用希望者の対応業務 ・事業の必要性 商業施設の低下・空洞化が進んでいるため ・見込まれる事業効果 多様な業種の新規創業・新規出店の促進 | 町 | |
| 5 生活環境の整備 | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活 | 空き家等撤去促進事業 ・事業内容 空き家・廃屋の撤去費用の一部を助成 ・事業の必要性 空き家・廃屋の増加のため ・見込まれる事業効果 防犯や景観の向上 | 町 | |
| 8 教育の振興 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 高等学校 | 津別高校振興対策 ・事業内容 津別高校振興対策協議会と連携し、バス通学費、教科書代等を助成する ・事業の必要性 津別高校の存続のため ・見込まれる事業効果 津別高校入学者数の増加 | 協議会 | |